

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月29日
【事業年度】	第8期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)
【会社名】	株式会社マネースクウェア・ジャパン
【英訳名】	MONEY SQUARE JAPAN, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本久敏
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目5番18号 京橋創生館9階
【電話番号】	03 - 5524 - 8880 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 相葉 斉
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目5番18号 京橋創生館9階
【電話番号】	03 - 5524 - 8880 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 相葉 斉
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益 (千円)	1,423,650	1,765,544	2,039,443	1,410,919	1,183,774
経常利益又は経常損失 () (千円)	823,261	946,515	931,786	61,084	245,113
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	679,637	547,298	541,452	26,233	347,458
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	499,065	527,835	1,224,005	1,224,005	1,224,005
(普通株式) 発行済株式総数 (A種優先株式) (株) (B種優先株式)	31,138 2,615 1,000	36,671	54,591	54,591	54,591
純資産額 (千円)	1,108,055	1,728,077	3,528,822	3,283,708	2,912,847
総資産額 (千円)	14,809,680	24,501,224	16,181,174	12,267,198	14,142,719
1株当たり純資産額 (円)	30,817.81	45,964.87	64,641.10	64,486.99	57,734.81
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	()	2,200 ()	2,500 ()	500 ()	500 ()
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額 () (円)	20,092.71	15,710.27	11,670.34	497.47	6,887.32
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)			10,054.26		
自己資本比率 (%)	7.5	6.9	21.8	26.7	20.4
自己資本利益率 (%)	114.7	39.2	20.8	0.8	
株価収益率 (倍)			5.5	42.4	
配当性向 (%)		14.0	21.4	100.5	
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	897,642	779,865	402,176	47,936	74,314
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	317,335	1,076,321	724,211	107,734	126,464
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	390,306	241	1,146,389	285,063	38,527
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,135,123	838,443	1,662,390	1,221,704	982,455
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	29 〔 〕	44 〔 〕	57 〔 〕	57 〔 〕	57 〔 〕

(注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

- 2 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 4 第4期の1株当たり純資産額に関しては、当社の発行済A種優先株式、B種優先株式が普通株式よりも残余財産分配請求権が優先的な株式のため、資本の部の合計額よりA種優先株式及びB種優先株式の発行価額の合計額を控除して算出しております。
- 5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第4期及び第5期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。第7期は新株予約権の残高はありますが、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第8期は新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 6 株価収益率については、第4期及び第5期は当社株式が非上場であり、株価が把握できませんので記載しておりません。第8期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 7 第8期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 8 第8期の配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 9 従業員数欄の臨時従業員の年間平均雇用人員の記載については、当社従業員数の10/100を超えないため省略しております。

2 【沿革】

年月	事項
平成14年10月	外国為替証拠金取引サービスの提供を目的として東京都品川区に資本金6,500万円で設立
平成14年11月	外国為替証拠金取引『iFX-pro』の受託業務開始
平成15年4月	外国為替証拠金取引『iFX Style』のサービス及びインターネットによる『iFX Style』のサービスを提供開始
平成16年7月	住友信託銀行株式会社と外為証拠金分別管理信託（トラスト アカウント プロテクション®）を契約、開始
平成17年11月	金融先物取引業者登録認可（登録番号：関東財務局長（金先）第56号）
平成17年12月	社団法人金融先物取引業協会加入（会員番号：1507）
平成18年2月	本社を東京都千代田区に移転
平成19年7月	プライバシーマーク取得
平成19年9月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録（登録番号：関東財務局長（金商）第296号）
平成19年10月	株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」へ上場（証券コード：8728）
平成19年11月	M2 J ベ이스クエア（東京都江東区）開設
平成20年6月	「M2 J プレミアム」「M2 J ダイレクト」新取引コースの開始
平成21年2月	「M2 J ダイレクト」コース取引開始預託金制度を廃止
平成21年3月	「トラップトレード®」特許取得
平成21年9月	本社を東京都中央区に移転
平成22年1月	「リピートイフダン®」「トラップリピートイフダン®」特許取得

3 【事業の内容】

当社の事業内容は、外国為替証拠金取引サービスの提供を行う外国為替関連事業であります。当社は、平成16年7月に開始した預託金の全てを区分管理・保全する信託保全スキーム（顧客区分管理信託「トラスト アカウント プロテクション®」）のもと、お客様の投資スタンスに合わせて、インターネットでも電話でも注文可能で、多彩なサービスを楽しむことが可能な「M2 J プレミアム」コース、Web完結型サービスである「M2 J ダイレクト」コースの2コースをラインナップし、主に富裕層や中長期での資産運用を考えるお客様層、また、外国為替取引を実務的に必要としている事業法人等を中心としたお客様を対象に、独自の外国為替証拠金取引サービスを提供しております。

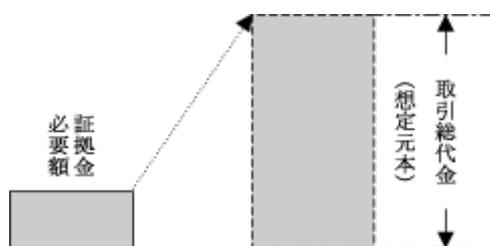
(1) 外国為替証拠金取引の仕組み

外国為替証拠金取引とは、取引総代金に対する一定率の証拠金をもとに、その取引総代金相当の外国為替取引（異なる通貨の売買）を行う現物取引であり、任意の決済日において反対売買を行い、その売買の差額を授受することを約する金融取引であります。差金決済方式（ 1 ）、ロールオーバー方式（ 2 ）を採用し、24時間リアルタイムの為替レート（ 3 ）で取引が可能となっております。また、当社が提供する外国為替証拠金取引では多彩な注文方法（ 4 ）やシミュレーション機能（ 5 ）等があり、お客様自身でポジション管理やリスク管理を行うことができる環境を提供しております。

- 1 「M2」プレミアム」コースのiFX-oneでは取引総代金が必要ですが、iFX50、iFX25、iFX-pro、及び、「M2」ダイレクト」コースでは取引総代金の全額を要せず、取引総代金の一部の資金をもって取引総代金全額と同等の金額の取引を行うことができ、その売買の差額を顧客へ受け払いいたします。
- 2 決済日を1営業日ごと延長していく取引手法です（一般的に外国為替取引は取引成立から2営業日後に資金決済を行います）。
- 3 外国為替市場は24時間取引が行われているため、「M2」プレミアム」並びに「M2」ダイレクト」の両コースともに、土日を除き国内外の祝日を含め24時間リアルタイムの為替レートで取引を行うことができます（但し年末年始等の当社休業日を除きます）。
- 4 成行、指値、逆指値、トレールストップ注文、IFD（イフダン）、OCO（オーシーオー）、IFO（イフダンオーシーオー）の他、当社が開発した独自の発注手法であるトラップトレード®、リピートイフダン®、トラップリピートイフダン®や成行OCO等があります。
- 5 お客様が実際の資産運用にあたり模擬的に取引等を検証できるよう開発されたシステムで、相場環境の変化に対応し、自動ロスカット、維持率及び想定スワップ収益等の模擬的計算が可能となっております。

お客様は取引コース毎に定められている証拠金率にて計算される証拠金額の範囲内においてレバレッジを効かせた外国為替取引を行うことができます。

〔レバレッジ・イメージ図〕



「M2」プレミアム」コースでは4段階の選択型証拠金率制度を採用し（商品名：iFX Style『アイエフエックス スタイル』）、証拠金率によるリスク分散投資が可能な仕組みとなっております。

- ・ iFX-one：証拠金率100%（レバレッジ1倍）
 - ・ iFX50：証拠金率50%（レバレッジ2倍）
 - ・ iFX25：証拠金率25%（レバレッジ4倍）
 - ・ iFX-pro：証拠金率4%（レバレッジ25倍）
- 一方、「M2」ダイレクト」コースは、証拠金率2%（レバレッジ50倍）に設定しております。

取扱通貨ペアに関して、「M2」プレミアム」コースでは「米ドル/円」「ユーロ/円」「ユーロ/米ドル」「豪ドル/円」「ニュージーランドドル/円」「カナダドル/円」「英ポンド/円」「香港ドル/円」「南アフリカランド/円」「豪ドル/米ドル」「ニュージーランドドル/米ドル」の11通貨ペアを取扱い、「M2」ダイレクト」コースでは、「米ドル/円」「ユーロ/円」「豪ドル/円」「ニュージーランドドル/円」「カナダドル/円」「英ポンド/円」「香港ドル/円」「南アフリカランド/円」の8通貨ペアの取扱いとなっております。

取引開始最低預託金に関して、「M2」プレミアム」コースは、200万円以上（または200万円相当以上の米ドル、ユーロ、豪ドル、ニュージーランドドル、カナダドル、英ポンド）と設定しており（但し、iFX-oneだけの取引の場合には、取引開始預託金200万円は不要となりますが、手数料を含む取引総代金相当額が必要

となり、また、iFX50あるいはiFX25等の場合においては、最低の取引金額が取引開始預託金の200万円を上回ることがあります）、取引に関して自由度の高い外国為替証拠金取引において、あらかじめ余剰資金を持って取引することで資金配分を考慮したマネーゲームに陥らない運用を行うことを目的としております。一方、「M2」ダイレクト」コースは、平成21年2月より取引開始最低預託金制度を撤廃して提供しております。「M2」ダイレクト」コースは「M2」プレミアム」コースと違い、少額の資金でもある程度の資金効率を高めて資産運用を行うことが可能となっております。

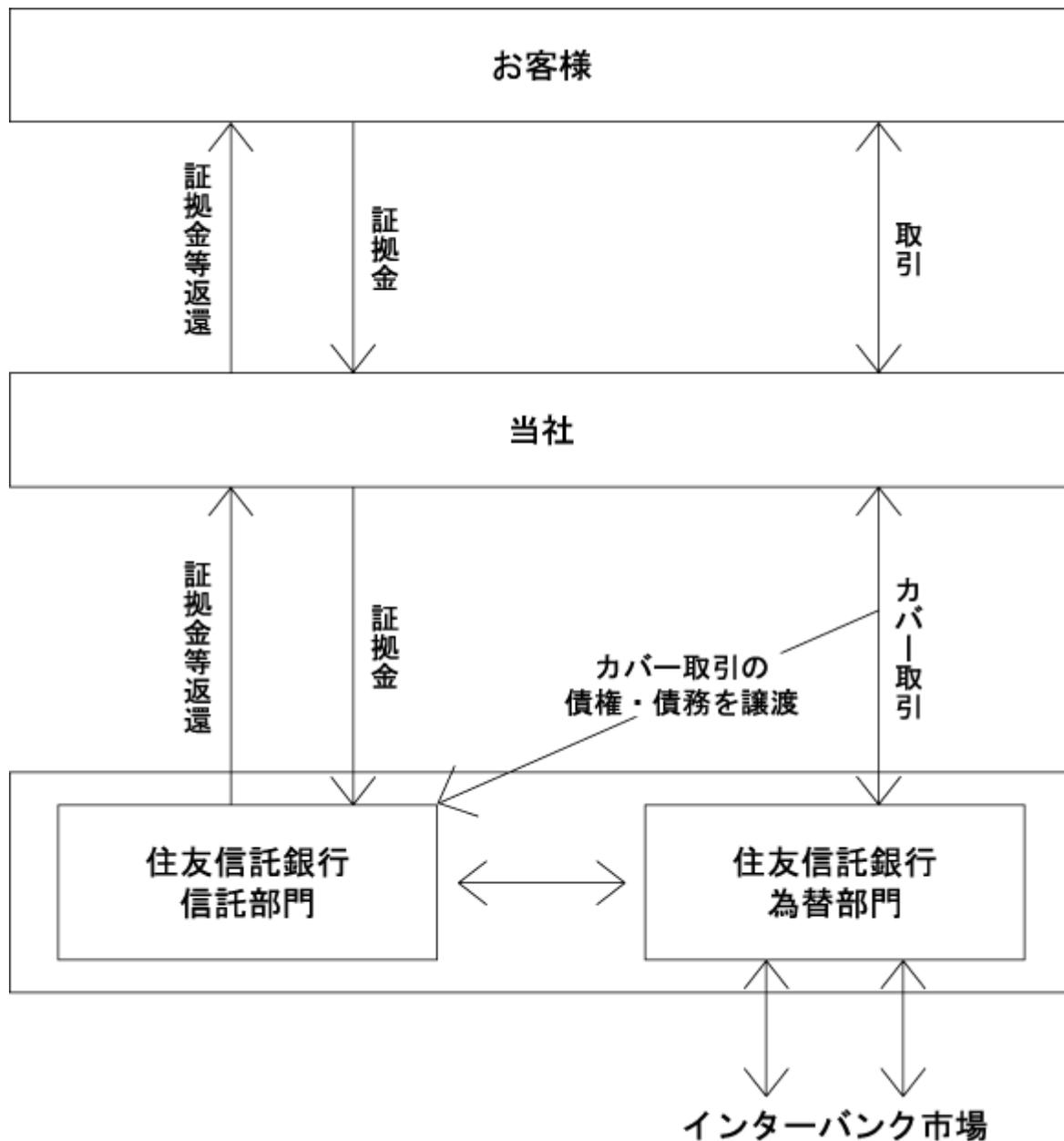
売買単位に関しては、「M2」プレミアム」コース及び「M2」ダイレクト」コースともに1万通貨単位となっております。

当社が行う外国為替証拠金取引はお客様との相対取引であり、取引が成立した場合、当社は、当該お客様が顧客区分管理信託口座に預け入れた預託金より証拠金必要額を証拠金として充当します。そして、当社は、お客様の有する各通貨のポジション（建玉）を毎営業日10分毎に値洗いし維持率（ 1 ）の判定を行っております。「M2」プレミアム」コースの場合、維持率100%を下回った口座を抽出し、当該口座は原則1分毎に別途値洗いいたします。その時点で、自動ロスカットに該当（維持率35%未満）した場合は、当社の任意の価格で速やかに全ポジションを対象に反対売買を執行いたします。そのため、お客様の口座の維持率が100%及び70%を下回っていた場合、当社では、各対象のお客様にアラートメールを送信し、お客様の判断のもと、余剰資金を多めに入れておく、もしくは、ポジションの一部または全部をお客様自身で対処できるようにしております。「M2」ダイレクト」コースの場合も同じく維持率100%を下回った口座を抽出し、当該口座は原則1分毎に別途値洗いいたします。その時点で、自動ロスカットに該当（維持率50%未満）した場合は、当社の任意の価格で速やかに全ポジションを対象に反対売買を執行いたします。また、「M2」ダイレクト」コースの場合は、維持率100%を下回ったと判定された時点で、アラートメールを送信いたします。

当社は、以上の外国為替証拠金取引の仕組みにより、お客様と当社との取引成立の際にお客様の売買単位に応じて徴収する取引手数料、当社がお客様との間で行った相対取引の成立レートと当社がカバー取引（ 2 ）として行った成立レートの差額、スワップ授受（ 3 ）に伴う差額等で構成され、これらの収益を総称し、トレーディング収益として計上しています。

- 1 時価残高÷証拠金必要額(内ポジション分)×100で算出。この数値が大きいほど口座内の余力があることを表します。
- 2 為替リスクを回避するため、お客様との相対取引によって保有したポジションをカバー取引先への反対取引を行うことによってリスクヘッジを行う取引であります。
- 3 外国為替証拠金取引は異なる通貨間の売買であるため、それぞれの通貨の金利相当の差額分が当事者間で授受されます。例えば、金利の低い通貨Aと金利の高い通貨Bがあると仮定します。通貨Bを買っているということは同時に通貨Aを売っているということになり、通貨B買い・通貨A売りをしているお客様は、金利の低い通貨Aを銀行から借りて（通貨Aの貸出金利）通貨Bに転換し、その通貨Bを金利の高い預金（通貨Bの預金金利）していることになり、1日経てばその1日分の金利差を受け取ることができます。逆に、通貨B売り・通貨A買いをしているお客様は、金利の高い通貨Bを銀行から借りて（通貨Bの貸出金利）通貨Aに転換し、低金利の通貨Aで預金（通貨Aの預金金利）していることとなり、今度は逆に金利差を支払うこととなります。この金利調整分を当社ではスワップと称しており、取引する通貨ペア毎に当社がスワップ金額を定め、お客様が保有するポジションに応じてスワップ受払額としてお客様の取引口座の現金残高に反映いたします。なお、スワップは各国の金利情勢等の変化に伴って随時変動します。

〔取引のイメージ図〕



当社は、お客様との取引により生じる当社の外国為替建玉（ポジション）相当については反対売買を行うことにより、為替変動リスク及びスワップ負担リスクを回避しております。

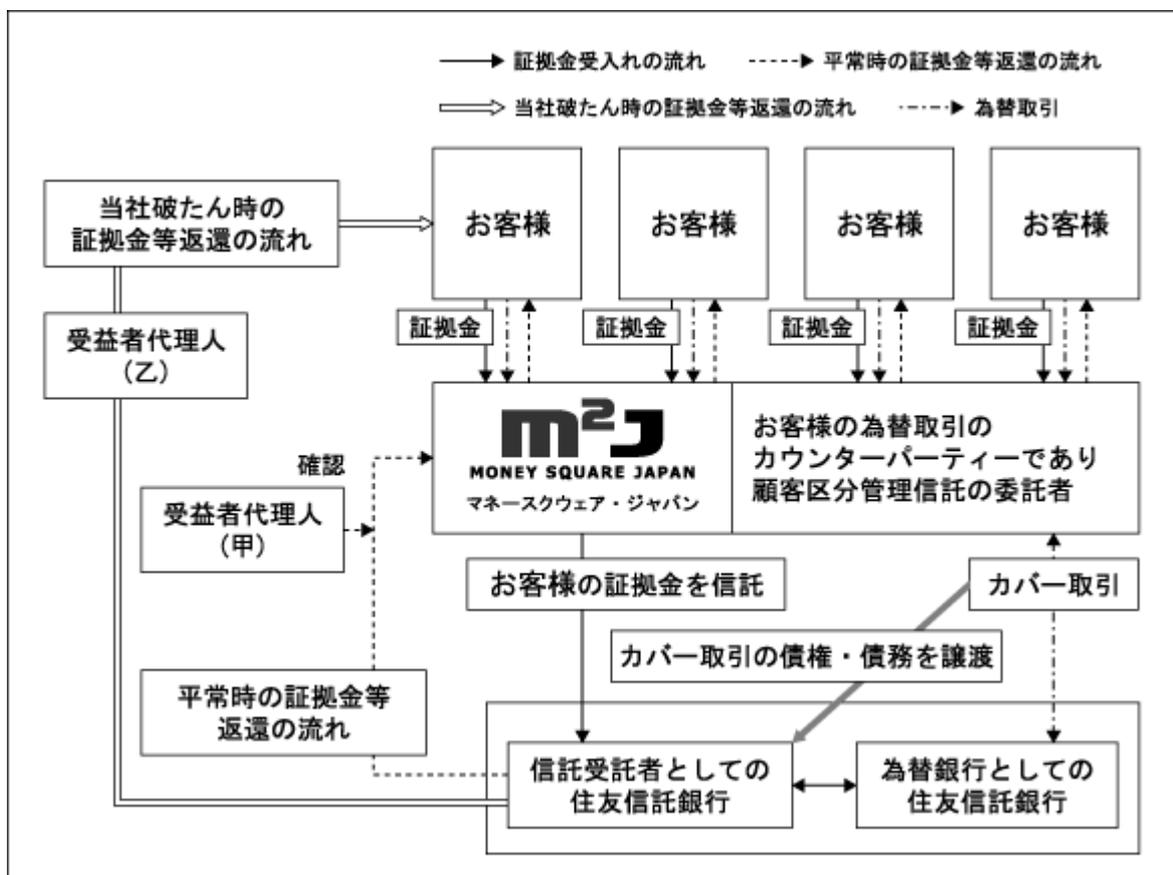
(2) 顧客区分管理信託「トラスト アカウント プロテクション®」スキーム

金融商品取引法では「金融商品取引業者等は、その行うデリバティブ取引等に関し、顧客から預託を受けた金銭又は有価証券その他の保証金又は有価証券については、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と区分して管理しなければならない。」（金融商品取引法第43条の3第1項）旨が定められております。

そのため、当社では、お客様から預託を受けた資産を全額区分管理するために、住友信託銀行株式会社が管理する外国為替証拠金取引のための「顧客区分管理信託」を利用して、お客様の取引証拠金を含む預託金の全てを区分管理・保全する制度として「トラスト アカウント プロテクション®」による信託保全スキームを実施しております。「トラスト アカウント プロテクション®」では、お客様の資産は信託財産として当社の自己資産と完全に区分管理され、現金残高、スワップ受払額及び為替損益も日々評価替えを行い、当社が万一破綻しても信託財産は保全されるスキームとなっております。また、従来は円資産のみしか

守られなかった既存の信託保全スキームと異なり、「トラスト アカウント プロテクション®」は外貨（米ドル、ユーロ、豪ドル、ニュージーランドドル、カナダドル、英ポンド）証拠金も信託保全対象となっております。さらに、受益者代理人が日々の評価替え時の分別金について1通貨単位（1円、1セント等）で信託財産として区分されているかをチェックしております。

〔トラスト アカウント プロテクション® の信託保全スキーム図〕



(3) 当社の外国為替証拠金取引のサポート体制

当社では、お客様毎の専用ページである「マイページ」を通じて、それぞれのお客様のニーズや属性に応じた情報の提供及び集約を行っております。その中でも、お客様への投資教育は重点的に行っており、お客様の知識習得レベルに応じたWebセミナーやWebコンサルティング（「M2」プレミアムコースのみ）を通じて、または、お客様自身が受講したいセミナーをアーカイブ形式で受講することができる投資教育コンテンツ等を通じて、お客様全体の外国為替証拠金取引に関する理解力の向上に尽力しております。さらに、「マイページ」を通じてお客様のニーズに直結した情報提供や、情報配信コンテンツの一種である「M2 Flash」や「ストラテジー・メール」等を活用して、外国為替市場等に関する迅速な情報提供サービスも行う等、お客様向けサポート体制及びマーケティングを充実させております。

4 【関係会社の状況】

当社は関係会社を有していないため、該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
57〔 〕	34.6	3.5	5,447,355

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数には、使用人兼務取締役は含んでおりません。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 従業員数欄の臨時従業員（パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。）の年間平均雇用人員の記載については、当社従業員数の10/100を超えないため省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合はありませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、景気の二番底懸念がやや薄れてきつつある中、企業収益や海外景気の改善も一部に見られ、全体的には緩やかに回復基調が進行しているかのような状況ではありますが、国内需要低迷によるデフレ基調、雇用情勢や所得環境の悪化が依然として進んでいるため、厳しい状況であることには変わらず、まだまだ予断を許さない状況であります。

そのような中であって、外国為替市場は、4月の1米ドル＝99円台からスタートした米ドル/円相場は、第1四半期においては、米銀決算を受けた金融不安の強まり、米自動車会社の経営再建問題の難航、早期利上げ観測の後退や世銀による世界経済見通し下方修正等を背景に、93円台後半～101円台半ばで推移いたしました。第2四半期に入ると、米雇用統計の悪化を契機に世界的な景気回復期待の後退や米景気先行き警戒感からリスク回避の円買いが活発化し、88円台前半～97円台後半で推移いたしました。第3四半期においては、日本での財政規律喪失懸念等の円安材料もありましたが、米ドルから新興国・資源国通貨への資金シフト、ドバイ政府系持株会社の債務支払猶予要請に起因する欧米での金融不安再燃懸念等があり、84円台後半～92円台を突き抜けるようなレンジで推移いたしました。第4四半期は、世界的な景気先行き懸念が強まる中スタートして、米消費者信頼感指数の大幅悪化を皮切りに米国での低調な指標が散見される中、ギリシャ危機深刻化に伴うリスク回避の動き、ギリシャ国債格下げ懸念に伴う逃避資金が円に向かったこともあり、円高米ドル安に進行する場面もありましたが、3月の良好な米雇用統計をきっかけに米年内利上げ観測の再燃やポルトガル格下げに伴う対ユーロでの米ドル高を背景に米ドル買いが強まり、総じて88円台半ば～93円台後半で推移し、期末を迎えました。

米ドル/円以外に目を向けると、ユーロ/円相場は、期初においてECBによる追加金融緩和観測や世界的な株高一服を背景に円高ユーロ安基調でスタートすると、良好なユーロ圏指標、世界的な株高等を背景にユーロ高に推移する場面もありましたが、ドバイショック、ギリシャ危機の深刻化、そのギリシャの財政問題がポルトガルやスペインにも広がりを見せる等、ユーロが売られる材料に見舞われました。そのため、ユーロ/円相場は年間を通して119円台半ば～139円台前半で推移いたしました。3月下旬のEU首脳会議においてギリシャ支援の枠組みを合意したことによりユーロの買い戻しが起こると、1ユーロ＝126円台半ばを示現し期末を迎えました。

このような状況下において当社は、昨年10月より開始したTVCMが当社の認知度向上に大きく貢献し、当社ホームページ全体の訪問者数や閲覧件数、さらには、お客様向けマイページの訪問者数や閲覧件数も大幅に増加し、「M2」ダイレクト」コースを通じてお客様層の裾野を拡大することができました。また、金融庁によるFX業界に対する規制強化内容が固まり、お客様のFX業者を選別する着眼点が商品スペックの内容重視から規制強化後も信頼のおけるFX業者へと変わりつつある中で、規制強化後も大きな影響を受けることはあまりないと考えられる当社を選考いただいている傾向も感じられ、お客様口座数は、前期末の13,392口座から20,638口座（前期末比54.1%増）へと拡大いたしました。しかし、業績面に関しては、お客様の取引状況が回復基調にあり、月次では営業収益も底打ちから年度を通して上昇基調を示して推移しているものの、年度前半の回復の出遅れが大きく影響し、当事業年度における営業収益は1,183,774千円（前事業年度比16.1%減）となりました。営業費用は、認知度アップと顧客裾野拡大のために実施したTVCMに係る費用等の負担が大きく影響いたしました。それ以外においては全体的に経費抑制に努めた結果、1,383,511千円（前事業年度比1.6%増）となり、営業損失は、199,737千円（前事業年度は営業利益48,742千円）となりました。営業外収益は、受取利息や法人税等還付加算金等により

9,668千円、営業外費用は、投資損失引当金繰入額が大きく影響したことで55,044千円となり、経常損失は、245,113千円（前事業年度は経常利益61,084千円）となりました。また、本社移転に伴う費用や固定資産臨時償却費等を含む特別損失を105,478千円計上し、当期純損失は、347,458千円（前事業年度は当期純利益26,233千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の期末残高は、前事業年度末と比較して、239,248千円の減少となり、残高は982,455千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純損失を350,592千円、減価償却費を93,377千円、本社移転による固定資産臨時償却費を48,808千円、株式報酬費用を13,122千円計上したこと、また、投資損失引当金が54,556千円、ポイント引当金が21,006千円増加したこと、さらに、法人税等の還付額が56,753千円であったこと等により、74,314千円の減少（前事業年度は47,936千円の減少）となりました。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動によるキャッシュ・フローは、本社移転や設備投資等に伴う有形固定資産の取得並びに無形固定資産の取得にそれぞれ59,409千円、76,819千円の支出、また、本社移転に伴い差入れた保証金39,476千円の支出と退去に伴う返還により回収した保証金49,401千円等により、126,464千円の減少（前事業年度は107,734千円の減少）となりました。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額25,386千円、自己株式の取得による支出13,140千円等により、38,527千円の減少（前事業年度は285,063千円の減少）となりました。

2 【業務の状況】

(1) 顧客口座数

前事業年度末、当事業年度末における顧客口座数は次のとおりであります。

	前事業年度末 (平成21年3月31日)		当事業年度末 (平成22年3月31日)	
	顧客口座数 (口座)	前期末比 (%)	顧客口座数 (口座)	前期末比 (%)
外国為替取引口座（個人）	12,943	195.1	20,131	155.5
外国為替取引口座（法人）	449	114.8	507	112.9
合計	13,392	190.6	20,638	154.1

(注) 顧客口座数は各期末時点の累計口座数で表示しております。

(2) 顧客預り勘定残高

前事業年度末、当事業年度末における顧客預り勘定残高は次のとおりであります。

	前事業年度末 (平成21年3月31日)		当事業年度末 (平成22年3月31日)	
	残高 (千円)	前期末比 (%)	残高 (千円)	前期末比 (%)
顧客預り勘定残高	8,875,364	71.5	11,112,937	125.2

(3) 通貨別取引高

前事業年度、当事業年度における実績を取引通貨別に示すと次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
	売買金額	前期比 (%)	売買金額	前期比 (%)
米ドル/円 (百万ドル)	5,171.39	77.5	3,652.68	70.6
ユーロ/円 (百万ユーロ)	815.45	75.8	1,504.82	184.5
ユーロ/米ドル (百万ユーロ)	243.17	34.3	96.97	39.9
豪ドル/円 (百万豪ドル)	3,186.82	105.4	4,444.35	139.5
ニュージーランドドル/円 (百万ニュージーランドドル)	884.84	48.1	487.76	55.1
英ポンド/円 (百万英ポンド)	546.98	132.8	1,401.35	256.2
香港ドル/円 (百万香港ドル)	36.40	25.1	269.69	740.9
南アフリカランド/円 (百万南アフリカランド)	2,108.93	33.0	2,390.12	113.3
カナダドル/円 (百万カナダドル)	215.83		195.61	90.6
豪ドル/米ドル (百万豪ドル)	69.62		38.80	55.7
ニュージーランドドル/米ドル (百万ニュージーランドドル)	31.48		15.50	49.2

(注) 1 上記金額は顧客との相対取引による通貨毎の取引高であります。

2 「カナダドル/円」は平成20年1月7日から取扱いを開始しているため、前事業年度における前期比は記載しておりません。

3 「豪ドル/米ドル」、「ニュージーランドドル/米ドル」は平成20年3月24日から取扱いを開始しているため、前事業年度における前期比は記載しておりません。

4 売買金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、外国為替証拠金取引事業に特化しているため、他の金融機関と異なり市況環境が悪化した場合、お客様の代替投資対象となる他の金融商品の取扱いを行っていないため、収益面において少なからず外国為替相場の環境に左右される可能性があります。当社は外国為替相場や市況の好不況に関わらず安定的に収益を計上するため、既存の事業を一層拡充することに加え外国為替証拠金取引を通じた収益源の多様化やブランド力の向上を実現していくことが課題であると認識しております。会社の経営戦略を早期かつ確実に実現していくため、今後の対処すべき課題として、次に掲げる内容の施策に取り組んでいく方針であります。

(1) 顧客基盤の拡大について

近年、当社の業績に大きく影響を与えたサブプライムショック、リーマンショック以降、当社のお客様の預り資産残高はピーク時の約250億円から一時は約123億円まで大きく減少する結果となりましたが、月次及び四半期ベースでの回復、また、「M2」ダイレクト」コースの強化を行ってきた結果、お客様の裾野拡大も実現でき、預り資産残高も順調に回復してきております。取引高においては、リーマンショック以前まで回復してきており、新年度以降はそれを上回るペースで推移しております。当社は、この回復から更なる成長への進化の過程の中、今後も既存のお客様には利便性やサービス面の充実、取引に関する様々なノウハウの提供をもって、お客様に誠心誠意向き合っており、参りたいと考えております。しかし、収益拡大と企業価値向上のためには、引き続き新たなお客様の開拓が大変重要であるため、当社の課題である認知度アップと並行して「M2」ダイレクト」コース、「M2」プレミアム」コースの両コースを用いて、多様なお客様層を開拓して参ります。

(2) 法人顧客の獲得について

顧客基盤の拡大の中で、収益の拡大を更に強めるためには、実需で外国為替取引を行う事業法人の獲得を重点的に行う必要があると考えております。現在も中小法人顧客のヘッジ目的の為替取引から運用まで幅広く提供しており、年々、法人のお客様数も増加しておりますが、まだまだ事業法人が実需や運用目的で外国為替証拠金取引を利用できること自体が世間に認知されていない現状がございます。今後は、法人のお客様の更なる開拓と大手法人等を含めた多様なニーズに合致した短期のヘッジ手段として活用できる商品の開発・付加等を行って拡大して参ります。

(3) ブランド力の向上

当社は、創業当時より富裕層や資産運用層を中心に外国為替証拠金取引を提供して参りましたが、現在では「M2」プレミアム」コース、「M2」ダイレクト」コースの2コースのラインナップをもって、従来のお客様層からの裾野拡大を図り、証拠金規制が導入されて以降も変更することのない商品性をもって当社独自のサービスでお客様への訴求を図っております。昨年来、TVCMの開始や各種キャンペーンの充実を図るなどして、特に「M2」ダイレクト」コースの強化を行っておりますが、今後においても当社の認知度アップを図るとともに、IR並びに広報戦略と絡めて、当社の持つ良質なお客様向けサービスやコンテンツを普及できるよう、更なるブランディング強化を図って参りたいと考えております。また、当社は、業界最高水準と言われる信託保全スキーム（トラスト アカウント プロテクション®）を導入しており、時間を味方にしながら「守る」「殖やす」「受け継いでいく」ための『マネーゲームではない資産運用としての外国為替証拠金取引』をお客様に訴求し、同業他社との徹底した差別化を行っております。今後も当社の付加価値をブランド価値の向上及び維持に注力し、更なるブランド戦略を積極的に展開して参ります。

(4) 収益源の多様化について

当社の営業収益の内訳は、外国為替証拠金取引事業にかかる収益がほぼ100%であり、外国為替市場や株式市場等の相場動向や市場流動性等のマーケット環境並びに国内外の経済環境等に大きく左右されてしまうため、その影響を最小限に抑えることが課題であります。そのため、「リピートイフダン®」や「トラップリピートイフダン®」等といった当社独自の注文発注手法を開発し、お客様の運用におけるリスク管理だけではなく、投資教育や情報配信等を含め、幅広くお客様のニーズにお応えしておりますが、まだまだ相場動向に業績が左右されているのが現状であります。そのため、収益源の多様化を図ることの必要性も認識しており、当社の保有する知的財産等のリソースを活用できるアライアンスもしくは業務提携等の案件があれば積極的に取組み、収益源の多様化を図って参りたいと考えております。

(5) 人材の育成と充実

当社は、優秀な人材の確保、人材の継続的な育成と適材適所への配備が当社発展の根幹であると考えております。当社では即戦力となる正社員の採用と、将来、当社の中心となって業務を行うと想定できる新卒学生の採用を中心に人員体制の強化を行い、研修と実務を中心とした人材育成を行い人材レベルの維持に努め、実力本位の人事処遇制度を採用することで、優秀な人材の確保に努めておりますが、今後も、ノウハウや社員教育の体系化を行い、必要に応じて研修、OJTによる人材育成体制の確立に一層取り組み、外国為替証拠金取引業界だけではなく広く金融分野に精通した人材を育成していくよう努めて参ります。

(6) 内部統制報告制度、コンプライアンス及び内部管理体制等の諸施策の強化

当社は、前事業年度より金融商品取引法に基づく内部統制報告制度の適用を受けました。当社は、この制度が導入される以前より、内部統制報告制度に則った体制を推進し、整備して参りましたので、財務報告の信頼性については合理的保証が得られましたが、今後も絶えざる改良を続けて、更なる体制の強化を行う必要があると認識しております。

また、外国為替証拠金取引はハイリスク・ハイリターン型の金融商品であるため、金融商品の販売に関する法律、金融商品取引法等を遵守すること、また、高度なコンプライアンス及び内部管理体制を構築することが、当社の会社運営上重要な事項の一つであると認識しております。当社はお客様の新規取引開始にあたっては、商品に関する理解、取引方法に関する理解、リスクに関する理解等の確認を行っており、また、それらに対してお客様から質問等を受けた場合は、当社の営業本部にて適切に回答することができるよう、商品知識、適正な投資勧誘方法等の習熟を図っております。今後も法令遵守の徹底並びに情報管理等の強化により、信頼性の確保、維持、向上に努め、営業部門等への牽制機能をさらに強化し、より一層のコンプライアンスの徹底を実行し、お客様が安心して当社とお取引ができるよう社会的信用の高い企業として環境を整備して参ります。

(7) CRM(カスタマー・リレーションシップ・マネジメント)

当社は、オンラインや電話でのサービスを主業務とするため、お客様との直接的な接点が限られており、全てのお客様と潜在的なお客様に対して効果的な対応が要求されます。当社は、お客様のマーケティング戦略においてCRMを重要視しており、一昨年、新たに導入したCRMシステムを駆使して、創業来蓄積されてきた膨大なデータベースを元に、細分化されたお客様のニーズに対して最適なマーケティングとリレーションの構築を図っております。また、全てのお客様をサポートする『マイページ』を導入、引き続きお客様向けのポイントプログラムを導入した結果、お客様のニーズを更に細分化かつ最適化できる環境が整いました。今後も、それらを活かしつつ、お客様との長期的なリレーションの構築と取引による収益の確保と拡大を図って参ります。

4 【事業等のリスク】

当社の経営成績、事業運営及び財政状態、その他に関する事項等は、今後起こりうる様々な要因により大きな影響を受ける可能性があります。以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業等のリスクに該当しない事項についても、投資判断上、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の予防及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は以下のリスク及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在における当社の判断に基づいており、全てのリスク要因を正確に網羅するものではなく、また、将来の事項については不確実性を有しております。

(1) 当社の事業構造にかかるリスクについて

当社の収益構造と外国為替市場の変動について

当社は外国為替証拠金取引の専門会社であり、主要な収益は、お客様と当社との取引成立の際にお客様の売買単位に応じて徴収する取引手数料、お客様との間で行った相対取引の成立レートと当社がカバー取引として行った成立レートの差額（当社ではディーリング収益と呼んでおります）、スワップ授受に伴う差額等で構成されています。取引手数料及びディーリング収益についてはお客様の売買回数及び売買単位の増加によって当社の収益機会も増加し、スワップ授受に伴う差額の収益については、お客様全体の建玉数の増加によって当社の収益機会が拡大することとなります。そのため、外国為替市場においてある程度ボラティリティが高まった方がお客様による売買が活発になり収益機会が増加することとなります。一方で、外国為替市場のボラティリティが低い時期（いわゆるレンジ相場）が続いた場合でも、当社が独自に開発したお客様向け注文発注手法である「リピートイフダン®」「トラップリピートイフダン®」等を提供することにより、お客様に収益獲得機会を提供し、当社自身も収益獲得機会を確保することができる等、外国為替市場の相場変動に大きく左右されないよう経営努力を行っております。しかし、一昨年に発生した、いわゆるリーマンショック時のような急激な円高等に見られた想定以上の相場変動等によって、お客様の資産が大きく毀損し、預り資産残高及びお客様全体の建玉数が減少した場合、あるいはレンジ相場であってもリーマンショック時以降に見受けられたお客様の投資マインドが大きく低下している時は、「リピートイフダン®」あるいは「トラップリピートイフダン®」等もあまり利用されず、当社が想定する以上に取引高の低迷あるいは預り資産残高及び建玉数の減少につながります。その際は、当社の業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

また、当社が取扱う通貨ペアは、該当国の政治経済情勢、資本取引や通貨売買に規制がかかること等で、お客様の受発注及び当社のカバー取引が行えなくなる可能性が少ないと考えられる通貨ペアを選択し、その流動性を確認した上でお客様に提供しております。そのため、当社では流動性リスクが顕在化するリスクは低いものと考えておりますが、当社の取扱通貨ペアの中で急激なカントリーリスクの高まりや外国為替市場の混乱等の発生により、その流動性の確保が難しくなった場合等には、当社の業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

外国為替証拠金取引業務の信用リスクについて

当社は外国為替証拠金取引を行うお客様のポジション管理を行い、お客様の口座を毎営業日10分毎に値洗いしております。「M2」プレミアムコースでは、維持率（ ）100%を下回った口座を抽出し（維持率100%及び70%を下回った場合、アラートメールにて注意喚起を行います）、当該対象口座については原則

1分毎に別途値洗いをを行い、その時点で維持率35%未満にある口座に関しては、お客様に通知することなく当社の任意の価格でお客様の計算において速やかに全ポジションを対象に反対売買（自動ロスカット）を執行いたします。「M2」ダイレクト」コースでは、維持率100%を下回った口座を抽出し（維持率100%を下回った場合、アラートメールにて注意喚起を行います）、当該対象口座については原則1分毎に別途値洗いをを行い、その時点で維持率50%未満にある口座に関しては、お客様に通知することなく当社の任意の価格で速やかに全ポジションを対象に反対売買（自動ロスカット）が執行されます。当社は決済時にお客様の資産が不足しないように対象通貨の過去の相場変動率を勘案し、証拠金率及び自動ロスカットにおける証拠金維持率等を定めておりますが、近年における度重なる急激な外国為替市場の相場変動等により、お客様が不足分を支払うことができない状況等が発生した場合、当社はおお客様に対する債権の全部または一部について貸倒れの損失を負う可能性があります。

時価残高 ÷ 証拠金必要額（内ポジション分） × 100

住友信託銀行株式会社との契約について

当社は住友信託銀行株式会社（以下、「住友信託銀行」といいます。）とおお客様の資産保全のための「顧客区分管理信託契約書」を締結しており、その契約書を補うものとして当社とおお客様との間で発生する外国為替証拠金取引のカウンターパーティーとしてカバー取引等を行うための「顧客区分管理信託契約に伴うインターネット為替取引サービスに関する基本契約書」及びそれらに附随する覚書等を締結しております。これらの契約等は現在の当社が提供する外国為替証拠金取引サービスに関するものであります。本契約につき、内容の変更、更新の拒絶、解除、その他の理由による契約の終了等が生じた場合、または、住友信託銀行の業務に何らかの支障が生じたこと等により当社が提供している信託保全スキーム及びカバー取引を行うことが困難になった場合等には、当社の業務及び業績等に影響を与える可能性があります。

(2) 当社事業を取り巻く外部環境にかかるリスクについて

外国為替証拠金取引に関わる業界の動きについて

近年、金融庁によるFX業界への規制強化が行われ、「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正により、「区分管理方法の信託一本化」、「ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付け」が導入され、「証拠金規制」も導入が予定されています。このうち「区分管理方法の信託一本化」並びに「ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付け」に関しては、平成21年8月1日の施行から6ヶ月の経過措置が設けられ、平成22年2月1日より既存のFX業者にも適用が開始されました。「証拠金規制」に関しては、平成21年8月3日に公布され、平成22年8月1日から施行される予定です。ただし、施行日から起算して1年を経過する日までの間は、証拠金率を2%とする経過措置が設けられていますが、平成23年8月1日からは経過措置期間が終了し、証拠金率を4%以上に設定しなければならないとされています。これらの規制内容は、利用者保護を一番とした健全な市場が形成されていくものと考えられ、投機的ではなく、本来あるべきFX業界の発展に向けて大きな前進であり、業界にとっても大いに歓迎すべきことであります。当社は、今回のこれらの規制が導入される以前より、区分管理方法並びにロスカット・ルールについても運用しており、証拠金率についても「M2」ダイレクト」コースの2%、「M2」プレミアム」コースの4%（iFX-pro）で運用しているため、大きく商品内容等を変更する必要がなく、証拠金率を引上げる必要のある他の多くのFX業者よりも業績への影響は軽微であると考えております。しかし、実際に証拠金率の規制が導入される平成22年8月1日以降、業界の勢力図やおお客様の動向がどのように変化するか読み取ることは難しく、時間の経過とともに当社の優位性も薄らいでくると考えられる可能性もあるため、当社の業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

外国為替証拠金取引における競争激化について

現在、外国為替証拠金取引業界は、取引所取引を提供している業者も含めると100社近くの取扱業者が存在しており、金融業界だけではなくIT業界やシステム業界等、いわゆる金融以外の業界からの参入も多く見られます。前項「外国為替証拠金取引に関わる業界の動きについて」にて記述のとおり、証拠金率についての規制が導入されるまであと僅かの時期ではありますが、本有価証券報告書提出日現在、未だに証拠金率1%以下でFX取引を提供している業者も多く見られ、実際に証拠金規制がスタートした後のFX業界の競争の本流が何になるのか想像に易くはありません。そのため、当社は、特許を取得した独自の注文発注手法である「トラップリピートイフダン®」等で、同業他社にはないサービス、お客様への本当のニーズにお応えする態勢と質の高い利便性の提供をもって、付加価値の充実による競争力の向上に努める方針であります。しかしながら、証拠金規制導入後も更なる新規参入者の増加、もしくは、商品性での差別化が図りにくくなることによる既存業者とのサービス面での競争が、当社が想定している以上に激化した場合、あるいは当社の差別化戦略が有効に機能せず、収益に対するコスト増が吸収しきれなかった場合等には、当社の業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

取引所による外国為替証拠金取引の提供について

本有価証券報告書提出日現在、株式会社東京金融取引所に上場している「くりっく365」の取扱業者数は18社、株式会社大阪証券取引所に上場している「大証FX」の取扱業者数は10社（マーケットメイク業務のみや清算業務のみは除く）であります。これら取引所取引は、営業方針面や税制面で優遇されており、証拠金規制等が導入されることから、これらの利点を活かして業容を拡大しています。今後、今以上に取引所取引という安心感を背景にシェアを拡大していった場合、当社の業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

(3) 当社の事業体制にかかるリスクについて

人員及び組織体制について

当社の役職員数は、当事業年度末日現在において、役員8名、従業員57名（従業員兼務役員は除く）という人員構成であります。事業規模の拡大に対しては、社内システムの充実で対応することにより、少数精鋭で高い収益力を確保できる組織体制の構築に努めております。今後も事業規模の拡大に対しては、少数精鋭の人員構成に沿った人員補強、内部管理体制の強化を図り、社員教育、研修制度等を充実させ、優秀な従業員の定着率向上に努めて参ります。しかし、優秀な人材の確保が適時かつ十分に確保できない場合、または、現在社内にいる優秀な人材が大量に外部流出した場合等には、内部管理体制や業務執行において十分な人的・組織的な対応が困難となる可能性があり、当社の事業の拡大に制約が生まれ、業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

コンピューターシステム等の障害について

当社の取引システムは、インターネットからの注文受発注、ポートフォリオ管理、情報提供等を司る顧客向けフロントシステム、マーケットとの取引等を司るミドルシステム及び法定帳簿の記帳や取引報告書出力など取引決済データ処理等を司る勘定帳票系バックシステム等から構成されています。顧客からの取引注文の大部分はインターネットを通じて受注し、一連のコンピュータ処理システムへの接続を通じて取引を執行しております。そのため、外国為替相場が急激に変動するような局面でも、これら一連のシステムが常に安定的に稼働し、お客様に平時と変わらず取引可能な環境を提供し続けることが、経営上の最重要課題の一つであると認識しており、当社では今までも安定的に稼働してきた実績をふまえ、更なるサービスレベルの維持向上に取り組んでおります。

しかし、これら一連のシステムに動作不良や人為的ミス、想定以上に急激なアクセス数の増加による通信回線の障害、事故及び外部からの不正な侵入等の犯罪等により障害が発生し機能不全に陥った場合等には、お客様からの取引注文の受付、執行が行えなくなる可能性があり、信用力の低下や損害賠償請求等により、当社の業績等に重大な支障が生じる恐れがあります。そこで、当社は地震等の災害時における現本社機能が停止状態に陥った時の備え等のバックアップ体制の確立のため、非常用の電源供給等が可能なテレコムセンタービル（東京都江東区）に分室である「M2」ベイスクエア」を設け、緊急時でも現本社機能と同等の環境が提供できるように体制を整備しており、更には、データベースのバージョンアップ並びに回線の多重化等の充実をも図り、アクセス数の急激な増加や取引注文が大量に集中することによるお客様との取引の処理が適切に行えない等のシステム障害が生じないよう、先行したシステム投資等を計画的に行っております。しかしながら、当社の想像を絶するような災害またはテロ等の人災、もしくは当社の想定をはるかに上回るようなアクセス数や取引注文の集中等が発生した場合等には、当社の風評、業績及び財政状態等だけでなく全業務に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 当社に関連する法的規制等をもたらすリスクについて

金融商品取引法について

・登録制にかかるリスク

当社は、金融商品取引業を営むため、金融商品取引法第29条に基づく登録を受けております。また、当社は、金融商品取引法、関連政令、府令等の諸法令に服して事業活動を行っております。金融商品取引業については、金融商品取引法第52条第1項及び第4項もしくは同法第53条第3項、同法第54条にて登録の取消となる要件が定められており、これらに該当した場合、登録の取消が命じられることがあります。当社は社内体制の整備等を行い法令順守の徹底を図り、現時点では取消事由に該当する事実はありません。しかしながら、将来何らかの理由により登録等の取消あるいは監督当局から行政指導等を受けることになった場合、当社の風評、業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

・自己資本規制比率について

金融商品取引業者には、金融商品取引法に基づき、自己資本規制比率の制度が設けられています。自己資本規制比率とは、資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の内閣府令で定めるものの額の合計額を控除した額の、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として内閣府令で定めるものの合計額に対する比率をいい、毎月末及び内閣府令で定める場合に算出し、内閣総理大臣に届け出なければならないとされています（金融商品取引法第46条の6第1項）。また、金融商品取引業者は自己資本規制比率が120%を下回ることをしないようしなければならない（同法第46条の6第2項）とも定められています。内閣総理大臣は、金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該金融商品取引業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるとされ（同法第51条）、自己資本規制比率が100%を下回るときであって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、3月以内の期間を定めて業務の全部または一部の停止を命ずることができ（同法第53条第2項）、さらに、業務停止の日から3月を経過した日における当該金融商品取引業者の自己資本規制比率が引き続き100%を下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該金融商品取引業者の第29条の登録を取り消すことができる（同法第53条第3項）とされています。また、金融商品取引業者は、毎年3月、6月、9月及び12月の末日における自己資本規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から1月を経過した日から3月間、すべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧

に供しなければならない（同法第46条の6第3項）ともされています。なお、当社における直近（平成22年3月）の自己資本規制比率は約680%であり、本項目で記載されている自己資本規制比率の値を上回っております。ただし、本項目で記載されている要件に抵触した場合には業務の停止命令等の行政処分を受ける可能性があり、当社の風評、業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

・ 顧客資産の区分管理について

金融商品取引法では、金融商品取引業者等は、その行うデリバティブ取引等に関し、顧客から預託を受けた金銭又は有価証券その他の保証金又は有価証券については、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と区別して管理しなければならない旨が定められております（金融商品取引法第43条の3第1項）。そこで当社は、外国為替取引におけるお客様からの預り資産（外貨資産、スワップも含む）について、提携先金融機関を通じて独自の区分管理を行い、顧客資産を保全できる体制を整えております（名称：トラスト アカウント プロテクション®）。当社の「トラスト アカウント プロテクション®」は、取引証拠金の全額預入れと全てのカバー取引を住友信託銀行にて行うことで、資産と注文の流れを一元化で管理し、高い透明性をもって、証拠金及び為替損益を顧客区分管理信託口座で区分保管しております。当社は、毎営業日に当社のシステムにより時価残高（有効証拠金）の額を評価替えし、時価残高の総額以上の金銭が顧客区分管理信託口座に分別されていることを確認して、時価残高の保全を図っております。しかしながら、為替相場の短時間での大幅な変動等によりカバー取引を適切に行うことができなかつた場合や当社のシステム障害等により時価残高の総額が正しく算定できなかつた場合、または、当社の対応が適切でない場合等、顧客区分管理信託口座で区分管理された金銭が時価残高の総額に不足した場合には、お客様の時価残高の一部が返還されない恐れがあります。そのような事態が起こつた場合、当社は著しく信用を損う恐れが想定され、当社の事業、風評、業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

・ 適合性の原則、取引開始基準等について

金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならないとされています（金融商品取引法第40条）。

一 金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二 前号に掲げるもののほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること

当社は、金融商品取引の受託等を行うにあたっては、お客様の実情に適合した取引を行うため、社内規程等にて取引開始基準等を定め、この基準に適合したお客様と取引を行うように努めておりますが、当社における不備等により上記事項に該当するようなお客様と取引を行い、行政当局等から処分等を受けた場合は、当社の風評、業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

・その他の禁止行為について

金融商品取引法第38条では、勧誘の要請をしていないお客様に対し業者が訪問または電話による勧誘を行うこと（いわゆる「不招請勧誘」）や、契約を締結しない旨の意思を表示したお客様に対する勧誘をすること、あるいは断定的判断を提供してお客様を勧誘すること等の禁止行為が定められております。特に、不招請勧誘の禁止については、お客様が電話や個別訪問による勧誘を受け、リスクや取引の仕組みなどについて十分に理解しないまま受動的に取引を開始したことによるトラブルから社会問題に発展していたことに鑑み、投資家保護及び取引業者が適正な勧誘を履行するために設けられている法規制であります。当社は創業当時より不招請勧誘の禁止を意識し、社員教育を徹底し、法令遵守に基づいた営業展開を行っております。しかし、社員教育の徹底が疎かになり金融商品取引法第38条に抵触する行為が行われ、行政当局より処分等が行われた場合、当社の風評、業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

犯罪による収益の移転防止に関する法律について

当社では、テロ資金や犯罪収益の追跡のための情報確保とテロ資金供与及びマネー・ロンダリング等の利用防止を目的として制定された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき所定の本人確認書類等をお客様から徴収し本人確認を実施するとともに、本人確認記録及び取引記録を保存しております。しかし、当社の業務方法が同法に適合していないという事態、もしくは今後より厳しい本人確認の実施を求め法令改正等が行われたりした場合、当社の取引口座の開設その他業務に影響を与え、当社の風評、業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

個人情報の保護に関する法律について

当社は、「個人情報の保護に関する法律」の遵守を重要な経営課題と位置づけて取り組んでおります。当社においては平成19年7月にプライバシーマークを取得し、関連する社内規程を整備の上、役員及び従業員への啓蒙・教育活動の実施に取り組んでおります。また、当社がそのお客様の個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合であっても、外部委託先に対して秘密保持義務を課す等、その保護・管理には細心の注意を払っております。しかしながら、不測の事態によって個人情報の外部漏洩が発生した場合には、当社の信用低下や損害賠償請求等により当社の風評、業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

各種法的規制の変更について

当社は、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法、信託法、金融商品取引業等に関する内閣府令、犯罪による収益の移転防止に関する法律、個人情報の保護に関する法律等に加え、金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）、消費者契約法、社団法人金融先物取引業協会の定める諸規則等の各種法令等に従って業務を遂行しております。しかし、昨今改正が行われた金融商品取引業等に関する内閣府令や金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針にもあるとおり、金融商品取引等に関連する法的規制は、今後も、投資家保護等に則った内容へと変更される可能性があります。当社は、将来的に当社業務に係る各種法令等や実務慣行、解釈等の新設や変更等があった場合には、当社の各種業務や財務方針または当社のお客様の取引動向等に関係し、迅速に対応するように努めて参りますが、その内容等によっては、当社の業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(5) 訴訟等について

本有価証券報告書提出日現在、当社を含む5名の法人及び個人を被告とした総額約169百万円（そのうち当社は約63百万円）の損害賠償請求訴訟が係属中であり、これは、原告（法人及び個人の2名）と5名の被告のうちの1名との間で雇用契約、競業禁止義務、兼職禁止義務等に関するトラブルが発生し、その1名の被告が、当社が原告（法人）と取引を行っていた時の原告側の担当者であったこと等から、原告側の主張で当社からも経済的損失等を被ったとして損害賠償を求められています。これに対して当社は、実際にトラブルに巻き込まれたのは当社であり、原告側の言いがかりとも思える主張に対して、当社は一般的な商取引を行っただけであり、全ての手続き及び取引等に不法行為は全くなく法令を遵守して行ったことを主張し争っています。

当社を含む2名の法人及び個人を被告として、総額395百万円の損害賠償請求訴訟が係属中であり、これは、原告である複数の投資事業組合が当社との間で外国為替証拠金取引を行っていた訴訟外の米国法人に対して、運用委託金として預託した金銭が、昨今におけるマーケット情勢の影響等により、元本を毀損するような運用成績に陥ったため、元本欠損額に弁護士費用等を加えた金額を損害賠償として求めています。これに対して当社は、当社と原告である全ての投資事業組合の間には直接の契約関係は存在しておらず、今回の訴訟の提起にかかる原告らの主張は全く根拠のないものであると確信しており、当社が損害賠償責任を負う理由は全くないと考えております。そのため、当社としては、当社の正当性を主張して争っております。

それぞれの訴訟等については現在進行中ではありますが、その結果如何によっては、当社の風評に重大な影響を与え、業績及び財政状態等にも影響を与える可能性があります。

(6) 今後の事業展開にかかるリスクについて

「(2)当社事業を取り巻く外部環境にかかるリスクについて」でも記述しているとおり、「区分管理方法の信託一本化」「ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付け」が導入され、「証拠金規制」に関しても本年8月より段階的に導入される予定です。そのため、従来のような高レバレッジを謳い文句にした商品性による競争から変化が起きつつあります。

当社は、以前よりお客様に提供している商品内容から大きな変更を迫られることはありませんが、同業他社との差別化戦略が図りにくくなる可能性もあり、当社が計画する事業戦略の成長を阻害する要因にもなり、当社の業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(7) 新株予約権（ストックオプション）について

当事業年度末日現在、ストック・オプションを含む新株予約権による潜在株式総数は6,653株であり、これら新株予約権が全て行使された場合、行使前発行済株式総数54,591株の12.2%に当たります。現在付与されている新株予約権の行使が行われた場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、当社株式の価格形成に影響を与える可能性があります。また、ストック・オプション等を付与する場合は費用計上が義務付けられているため、今後、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的にストック・オプション等の付与を行った際は、当社の業績等に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

契約の名称	契約の形態及び内容	契約期間
顧客区分管理信託 契約書	委託者：株式会社マネースクウェア・ジャパン 受託者：住友信託銀行株式会社 受益者代理人（甲）：当社役職員（内部管理統括責任者） 1 受益者代理人（乙）：弁護士 2 受益者：顧客及び株式会社マネースクウェア・ジャパン 契約内容：金融商品取引法第43条及び金融商品取引業等に関する内閣府令第143条の規定に従う、顧客資産の区分管理	平成16年7月15日より 1年間（ 3 ） 但し契約期間の満了日の1ヶ月前までに受託者または委託者が信託管理人（甲）の承諾を得ていずれが一方から他方に対して書面による契約終了の意思表示を行わない限り1年間延長後の契約期間満了日に変更され、その後も同様とする。
顧客区分管理信託 契約に伴うインター ネット為替取引サ ービスに関する基本 契約書	甲：株式会社マネースクウェア・ジャパン 乙：住友信託銀行株式会社 契約内容：乙が甲に提供する単一または複数のインターネット為替取引サービスに関する基本契約	定めなし。但し、いずれの当事者も事前の書面による通知により解約することができる。
インターネット為 替取引サービス 『FX-Partner』の 使用に関する覚書	甲：株式会社マネースクウェア・ジャパン 乙：住友信託銀行株式会社 契約内容：「顧客区分管理信託契約に伴うインターネット為替取引サービスに関する基本契約」に基づき乙が甲に提供するサービス	定めなし。

- 1 契約上特定の役職員との契約となっております。
- 2 契約上特定の弁護士との契約となっております。
- 3 この信託の契約期間は、原契約（外為証拠金分別管理信託契約）の全条項を変更契約に記載した条項に変更し、原契約の名称を「顧客区分管理信託契約」に変更しているため、原契約を締結した日が信託開始日となっております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値の与える見積り・予測を必要としております。当社は、過去の実績や状況を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき、継続してこの見積り・予測の評価を実施しております。

(2) 財政状態の分析

当事業年度末における資産・負債等の状況は以下のとおりであります。

流動資産

当事業年度末における流動資産残高は、13,682,971千円（前事業年度末は11,715,959千円）となり、1,967,012千円増加いたしました。これは、現金及び預金が450,535千円減少したものの、分別管理信託が2,450,178千円増加したことが大きな要因であります。

固定資産

当事業年度末における固定資産残高は、459,747千円（前事業年度末は551,239千円）となり、91,491千円減少いたしました。これは、無形固定資産が132,669千円から159,452千円へと26,782千円増加したものの、有形固定資産が206,466千円から166,578千円へと39,888千円減少したこと、投資その他の資産のうち投資損失引当金が54,556千円増加したこと等によるものであります。

流動負債

当事業年度末における流動負債残高は、11,229,871千円（前事業年度末は8,983,490千円）となり、2,246,381千円増加いたしました。これは、顧客預り勘定が2,237,573千円増加したこと、ポイント引当金を21,006千円計上したことが大きな要因であります。

固定負債

当事業年度末における固定負債残高はありません。

純資産

当事業年度末における純資産額合計は、2,912,847千円（前事業年度末は3,283,708千円）となり、370,860千円減少いたしました。これは、主に、配当金の支払いと当期純損失の計上に伴い利益剰余金が372,848千円減少したためであります。

(3) 当事業年度の経営成績の分析

当事業年度における営業収益は、お客様の取引状況が回復基調にあり、月次では営業収益も底打ちから年度を通して上昇基調を示して推移しているものの、年度前半の回復の出遅れが大きく影響し、1,183,774千円（前事業年度比16.1%減）となりました。

営業費用は、認知度アップと顧客裾野拡大のために実施したテレビCMに係る費用等の負担が大きく影響いたしましたが、それ以外においては全体的に経費抑制に努めた結果、1,383,511千円（前事業年度比1.6%増）となり、営業損失は、199,737千円（前事業年度は営業利益48,742千円）となりました。

営業外収益は、受取利息や法人税等還付加算金等により9,668千円、営業外費用は、投資損失引当金繰入額が大きく影響したことで55,044千円となり、経常損失は、245,113千円（前事業年度は経常利益61,084千円）となりました。

特別利益は発生しておらず、本社移転に伴う費用や固定資産臨時償却費等を含む特別損失を105,478千円計上し、税引前当期純損失は350,592千円（前事業年度は税引前当期純利益55,149千円）となり、結果、当期純損失は347,458千円（前事業年度は当期純利益26,233千円）となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当事業年度における現金及び現金同等物は、前事業年度の1,221,704千円から当事業年度の982,455千円と239,248千円減少いたしました。これは、1年を通して営業収益の苦戦が響き、税引前当期純損失が350,592千円であったこと、減価償却費を93,377千円、本社移転による固定資産臨時償却費を48,808千円、株式報酬費用を13,122千円計上したこと、また、投資損失引当金が54,556千円、ポイント引当金が21,006千円増加したこと、さらに、法人税等の還付額が56,753千円であったこと等により、営業活動によるキャッシュ・フローが74,314千円のマイナス（前事業年度は47,936千円のマイナス）となったこと、さらに、本社移転や設備投資に伴う支出等により、投資活動によるキャッシュ・フローが126,464千円のマイナス（前事業年度は107,734千円のマイナス）となったこと、また、配当金の支払いとして25,386千円、自己株式の取得として13,140千円をそれぞれ支出したことにより、財務活動によるキャッシュ・フローが38,527千円のマイナス（前期は285,063千円のマイナス）になったこと等によります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度については、本社移転に伴う本社設備にかかるもの、また、基幹システムの刷新による高速処理化や顧客に対してより魅力あるサービス、商品を提供するための顧客取引システムの改良、社内業務システムの充実・強化等を行った結果、211,665千円の設備投資を実施いたしました。

なお、所要資金につきましては、自己資金を充当いたしました。

2 【主要な設備の状況】

平成22年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	本社機能等	26,548	26,634	4,154	905	58,243	22
M2J ベイスクエア (東京都江東区)	サーバー オンライン取引システム等	75,026	38,367	154,392		267,786	35

(注) 1 上記のほか、当社は本社事務所及びM2Jベイスクエア(分室)を賃借しており、年間賃借料は90,272千円です。

2 金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

平成22年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の増 加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都中央区)	全社共通	ハードウェア(テスト 環境等増強、シンクライ アント導入等)	20,000		自己資金	平成22年 9月	平成23年 3月	
本社 (東京都中央区)	全社共通	ソフトウェア(スケール アウト化、取引システ ム、ネットワーク構築、 CRM改修等)	96,000		自己資金	平成22年 4月	平成23年 3月	

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	203,615
計	203,615

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	54,591	54,591	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・ マーケット-「ヘラク レス」)	当社は、単元株制度は 採用していません。
計	54,591	54,591		

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

第5回新株予約権

(平成17年12月2日開催の臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	5,700	5,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)6	普通株式(注)6
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,700	5,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	50,000
新株予約権の行使期間	平成19年12月21日から 平成27年12月1日まで	平成19年12月21日から 平成27年12月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

- (注) 1 会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 時価を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 権利行使請求期間の最終日が銀行休業日に当たる場合は、その前営業日に最終日を繰り上げる。
- 4 新株予約権の行使条件（払込価額及び行使期間を除く）
各新株予約権の一部行使はできないものとする。
その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約により定める。
- 5 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件なし
- 6 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

第7回新株予約権

（平成20年6月27日開催の定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	953	950
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)7	普通株式(注)7
新株予約権の目的となる株式の数(株)	953	950
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,310	65,310
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日から 平成30年6月26日まで	平成22年8月6日から 平成30年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,310 資本組入額 32,655	発行価格 65,310 資本組入額 32,655
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を他に譲渡することはできない。	本新株予約権を他に譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	(注)6

- (注) 1 会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 時価を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員に地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。新株予約権の相続はこれを認めない。

その他権利行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 7 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後の開始事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年6月20日 (注1)	4,973	28,753	24,865	349,065	24,865	254,065
平成17年6月21日 (注2)	6,000	34,753	150,000	499,065	150,000	404,065
平成19年3月16日 (注3)	1,918	36,671	28,770	527,835	28,770	432,835
平成19年8月9日 (注4)	600	37,271	9,000	536,835	9,000	441,835
平成19年8月9日 (注5)	400	37,671	6,000	542,835	6,000	447,835
平成19年8月9日 (注6)	1,800	39,471	27,000	569,835	27,000	474,835
平成19年8月9日 (注7)	80	39,551	1,200	571,035	1,200	476,035
平成19年8月9日 (注8)	180	39,731	2,700	573,735	2,700	478,735
平成19年8月9日 (注9)	30	39,761	600	574,335	600	479,335
平成19年8月9日 (注10)	8,500	48,261	233,750	808,085	233,750	713,085
平成19年10月24日 (注11)	4,000	52,261	306,900	1,114,985	306,900	1,019,985
平成19年11月27日 (注12)	1,200	53,461	92,070	1,207,055	92,070	1,112,055
平成20年3月3日 (注13)	900	54,361	13,500	1,220,555	13,500	1,125,555
平成20年3月3日 (注14)	100	54,461	1,500	1,222,055	1,500	1,127,055
平成20年3月3日 (注15)	130	54,591	1,950	1,224,005	1,950	1,129,005

(注) 1 第1回新株予約権の権利行使

権利行使価格 10,000円、資本組入額 5,000円

2 有償第三者割当増資

発行価格 50,000円、資本組入額 25,000円

割当先 T&C CAPITAL, LTD.、Apax Globis Japan Fund, L.P.、あおぞらインベストメント一号投資事業有限責任組合、野心満々グロースファンド投資事業有限責任組合、三生4号投資事業組合、古田善香、ビービーエス・ラボ(株)、安田企業投資3号投資事業有限責任組合、野心満々ファンド2号投資事業有限責任組合、(株)エクソル、芥田俊彦、相葉斉、渡邊悟、西田慎、武藤伸一、橘田昭次、藤森昭彦、菊池英彦、福田将人、金正浩

3 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使

権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円

4 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使

権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円

5 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使

権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円

6 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使

権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円

7 第2回新株予約権の権利行使

権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円

8 第3回新株予約権の権利行使

権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円

9 第4回新株予約権の権利行使

権利行使価格 40,000円、資本組入額 20,000円

10 第6回新株予約権の権利行使

発行価格 55,000円、資本組入額 27,500円

11 有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格 165,000円、引受価額 153,450円、資本組入額 76,725円

12 オーバーアロットメントによる売出しに関連した有償第三者割当増資

発行価格 153,450円、資本組入額 76,725円

割当先 大和証券エスエムビーシー株式会社

13 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使

- 権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円
 14 第2回無担保新株予約権付社債の新株予約権の権利行使
 権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円
 15 第2回新株予約権の権利行使
 権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		2	13	40	8	2	2,578	2,643	
所有株式数(株)		212	1,349	4,297	3,948	22	44,763	54,591	
所有株式数の割合(%)		0.39	2.47	7.87	7.23	0.04	82.00	100	

(注) 1 自己株式4,523株は、「個人その他」に含めて記載しております。

2 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が7株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
山本 久敏	東京都港区	9,593	17.57
相葉 斉	東京都港区	3,718	6.81
大椋 正男	東京都新宿区	2,300	4.21
ダイワ キャピタルマーケット シンガポール リミテッド(トラストアカウント)	6 Shenton Way #26-08 DBS Building Tower Two Singapore 068809	1,454	2.66
渡邊 悟	埼玉県さいたま市南区	1,347	2.47
バンク ジュリアス ベア アンドカンパニー リミテッド	Bahnhofstrasse 36, P.O.BOX 8010, CH-8001 Zurich, Switzerland	1,154	2.11
青木 仁志	東京都港区	1,028	1.88
小倉 啓満	東京都目黒区	1,000	1.83
有限会社啓尚企画	東京都目黒区碑文谷3-8-1	1,000	1.83
シービーホンコン ケージーアイ アジア リミテッド - セグリゲイテッド アカウント	27/F Asia Pacific Finance Tower, Citibank Plaza, 3 Garden Road, Hong Kong	997	1.83
計		23,591	43.21

(注) 当社は、自己株式4,523株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合8.29%)を保有しておりますが、当該自己株式には議決権がないため、上記の「大株主の状況」からは除外しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,523		権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,068	50,068	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	54,591		
総株主の議決権		50,068	

(注) 「完全議決株式(その他)」欄の普通株式には証券保管振替機構名義による失念株式7株が含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同名義による失念株式に係る議決権の数7個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マネースクウェア・ジャパン	東京都中央区京橋二丁目 5番18号	4,523		4,523	8.29
計		4,523		4,523	8.29

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成17年12月2日臨時株主総会終結時に在任する取締役及び同日に在籍する一部従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年12月2日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成17年12月2日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の付与)

決議年月日	平成17年12月2日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況、第5回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年6月27日第6回定時株主総会終結時以降発行会社が任意に定めた付与日に在任する取締役及び同日に在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成20年6月27日の第6回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成20年6月27日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与)

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、従業員42名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況、第7回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成22年6月25日第8回定時株主総会終結時以降発行会社が任意に定める付与日に在任する取締役及び同日に在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成22年6月25日の第8回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成22年6月25日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与)

決議年月日	平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、従業員 なお、人数等の詳細については定時株主総会以後に開催する取締役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,310株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	(注)1
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より平成32年6月24日までとする
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 2 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の相続はこれを認めない。

その他権利行使の条件は、平成22年6月25日開催の当社第8回定時株主総会決議および同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成22年6月25日第8回定時株主総会終結時以降発行会社が任意に定める付与日に在任する取締役、監査役及び同日に在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成22年6月25日の第8回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

（平成22年6月25日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与）

決議年月日	平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、監査役、従業員 なお、人数等の詳細については定時株主総会以後に開催する取締役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	700株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日から30年間とする
新株予約権の行使の条件	（注）1
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

（注）1 上記の期間内において、新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず平成22年6月24日に至るまで新株予約権者が権利行使開始を迎えなかった場合には、その新株予約権者はその新株予約権の権利を喪失する。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。

その他権利行使の条件は、平成22年6月25日開催の当社第8回定時株主総会決議および同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
株主総会（平成20年6月27日）での決議状況 取得期間（平成20年6月28日～平成21年6月27日）	3,000	200,000
当事業年度前における取得自己株式	3,000	130,301
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		69,699
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）		34.8
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合（％）		34.8

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
取締役会（平成21年5月22日）での決議状況 取得期間（平成21年5月25日～平成22年3月31日）	800	48,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	626	11,284
残存決議株式の総数及び価額の総額	174	36,715
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	21.8	76.5
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合（％）	21.8	76.5

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成22年5月28日)での決議状況 取得期間(平成22年5月31日~平成23年3月31日)	1,000	60,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,000	60,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100	100
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	100	100

(注)「当期間における取得自己株式」については、平成22年5月31日現在の状況で記載しております。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	4,523		4,523	

(注)当期間における「保有自己株式数」については、平成22年5月31日現在の状況で記載しております。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと認識しており、配当原資確保のための収益力を強化し、中長期的な業績動向を考慮に入れながら、各期の業績に応じて配当金額を決定しております。また、前事業年度からは自己株式の取得を実施し、中長期的に当社株式を保有して頂く株主の皆様に対する株主還元、財務の安定性及び内部留保の確保等のバランスを考慮の上、年間配当性向25%程度を目標に、安定的な配当を目指しながら総合的に企業価値を向上させることを基本方針としております。

この剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針と考えておりますが、中間配当につきましては、その時々々の業績の進捗状況等を勘案して検討していく考えであります。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

しかし、当事業年度の剰余金の配当につきましては、誠に遺憾ながら当期純損失という結果に終わり、当社が指標として考えている配当性向に基づくことができませんが、継続して株主の皆様には配当を実施するという当社の株主還元への考え、月次及び四半期ベースでは継続して業績が回復しつつある現状と、次年度においては最終利益を計上したうえで利益還元を実施することへの発行会社としての責務を果たすこと等を総合的に考慮し、1株当たり配当金500円、配当金総額25,034千円としております。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備え、設備投資及び財務基盤安定のために充当していくこととしております。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が第8期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成22年6月25日定時株主総会決議	25,034	500

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)			300,000	113,000	27,600
最低(円)			62,500	18,070	14,100

(注) 株価は、大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」におけるものであります。

当社株式は、平成19年10月25日から大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・マーケット 「ヘラクレス」に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	23,400	20,010	16,000	18,600	18,200	21,690
最低(円)	20,300	14,100	14,230	14,650	14,510	15,710

(注) 株価は、大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		山本 久敏	昭和34年10月8日	昭和57年4月 エース取引(株)入社 平成11年1月 ダイワフューチャーズ(株) (現・ひまわりホールディングス(株))入社 事業開発部長 平成11年11月 トレイダーズ証券(株) (現・トレイダーズホールディングス(株))入社 平成12年4月 同社 代表取締役社長就任 平成13年6月 イ・システム(株) 代表取締役社長 平成14年10月 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	注1	9,593
代表取締役 副社長		相葉 斉	昭和38年11月11日	昭和62年4月 (株)三菱銀行(現・(株)三菱東京UFJ銀行)入行 平成9年12月 サンタンデール・セントラル・ヒスパノ銀行 入行 平成11年9月 ダイワフューチャーズ(株) (現・ひまわりホールディングス(株))入社 平成11年11月 トレイダーズ証券(株) (現・トレイダーズホールディングス(株))入社 平成13年6月 同社 取締役 平成14年5月 同社 専務取締役 平成14年10月 当社設立 代表取締役副社長就任(現任)	注1	3,718
常務取締役	営業 本部長	芥田 俊彦	昭和19年12月14日	平成2年7月 大和証券(株) 公開引受部長 平成7年6月 同社 取締役 公開引受副本部長 平成11年4月 大和証券SBキャピタルマーケット(株) 常務執行役員 平成12年6月 同社 監査役 平成13年6月 つばさ証券(株) (現・三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 執行役員 平成14年3月 UFJつばさ証券(株) (現・三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 常務執行役員 平成17年6月 当社 監査役 平成18年2月 当社 取締役 平成21年6月 当社 常務取締役 平成22年4月 当社 常務取締役営業本部長就任(現任)	注1	435
取締役	営業 副本部長	藤森 昭彦	昭和33年5月29日	昭和57年4月 エース取引(株)入社 平成12年3月 トレイダーズ証券(株) (現・トレイダーズホールディングス(株))入社 平成15年1月 当社 入社 平成18年1月 当社 総合企画部長 平成20年6月 当社 取締役就任 平成22年4月 当社 取締役営業副本部長(現任)	注1	131
取締役	業務管理 部長	渡邊 悟	昭和38年12月6日	昭和57年4月 エース取引(株)入社 平成13年9月 トウキョウフォレックス・トレイダーズ証券(株) (現・トレイダーズホールディングス(株))入社 平成14年10月 当社 入社 取締役 平成17年11月 当社 業務管理部長(現任) 平成21年6月 当社 取締役就任(現任)	注1	1,347
常勤監査役		山本 和夫	昭和23年4月3日	昭和47年4月 日新火災海上保険(株)入社 平成10年4月 同社 本店営業第1部長 平成15年4月 同社 本店検査部検査役 平成19年2月 当社 入社 内部監査室長 平成22年6月 当社 監査役就任(現任)	注2	0
監査役		菱倉 明彦	昭和11年10月13日	平成4年6月 東邦アセチレン(株) 取締役 平成7年3月 同社 取締役経営管理部長 平成9年6月 同社 監査役 平成18年4月 当社 顧問 平成18年6月 当社 監査役就任(現任)	注2	9
監査役		長尾 隆史	昭和33年9月12日	昭和60年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 昭和60年4月 さくら共同法律事務所 平成4年9月 米津合同法律事務所 平成8年6月 長尾法律事務所 設立(現任) 平成18年2月 当社 監査役就任(現任) 平成22年2月 (株)キューソー流通システム 監査役(現任)	注2	20
監査役		古田 善香	昭和17年12月10日	昭和55年7月 国税庁直税部審理課審理第1係長 平成2年7月 大蔵省主税局総務課主税調査官 平成7年7月 国税不服審判所国税審判官 平成11年7月 東京国税局課税第一部次長 平成12年7月 京橋税務署長 平成13年8月 古田善香税理士事務所開業(現任) 平成15年6月 フィールズ(株) 監査役(現任) 平成19年2月 当社 監査役就任(現任)	注2	380
計						15,633

- (注) 1 平成22年6月25日選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時まで。
2 平成22年6月25日選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時まで。
3 監査役菱倉明彦、長尾隆史、古田善香は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

提出会社の企業統治の体制の概要等

イ．提出会社の企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、本有価証券報告書提出日現在、取締役5名、監査役4名並びに従業員約60名という人員構成の監査役会設置会社であります。監査役については、4名のうち3名が社外監査役であり、独立役員として選任しております。当社は、社外取締役を選任しておりませんが、監査役会を3名から4名体制に増員し、社外監査役を3名と充実させることで、経営に対する監査機能の強化を図っております。

また、当社は、取締役会以外にも経営会議に準ずる会議体である経営連絡会、営業戦略会議並びに責任者会議において、業務執行状況の報告や重要事項等審議を行っております。また、取締役会には社外監査役3名を含む監査役4名が出席し、第三者の立場から経営を監視しております。以上のことから、取締役間の相互牽制機能、経営監視機能の客観性及び中立性は十分に整備されているものと認識しております。

ロ．内部統制システムの整備の状況

(a) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月1日より施行された会社法に則り社内整備の強化及び明文化を目的に、平成18年5月16日に開催した取締役会において内部統制システムに関する基本方針を決議しております。その概要は次のとおりであります。

1．役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備

当社は以下に掲げるコンプライアンス・ポリシーを役職員が職務の執行及び定款を遵守するための倫理行動規範として定め、関係諸法令や諸規程の遵守に努めます。また、コンプライアンス・ポリシーを実践するための基本原則となるコンプライアンス・マニュアルをはじめ、コンプライアンスに関する諸法令や諸規程を遵守するため、コンプライアンスに関する研修等を行い業務の適正を確保するための体制の整備を図ります。また、コンプライアンス・マニュアルに定めたコンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のため、顧問弁護士をはじめとするコンプライアンス部門に相談窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用しております。

また、内部監査室及び監査役が役職員のコンプライアンス状況、職務分掌、業務フロー等の監査を行い、取締役会及び監査役会に報告することにより業務の適正を確保することとしています。

コンプライアンス・ポリシー

- ・私たちは、外国為替市場の担い手として、また、金融機関としての社会的責任と公共的使命を強く認識し、健全な業務を行っていきます。
- ・私たちは、役職員一人ひとりが職業人として社会から信頼される常識と倫理感覚を常に保持できるよう、不断の研鑽に努めます。
- ・私たちは、株主及びお客様をはじめとするステークホルダーの最大の利益及び市場の健全性を図るため、関係諸法令の文言はもちろん、その立法趣旨と精神に配慮し、遵守します。
- ・私たちは、反社会的勢力に対し、断固とした姿勢で臨みます。
- ・私たちは、自己責任原則に則り、自らの自浄作用を最大限発揮できるための内部管理体制の強化に努めます。
- ・私たちは、コンプライアンスに反する行為に対しては厳しく対応します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、文書管理規程で定められた期間や方法により文書管理を行うこととする。また、取締役及び監査役は必要に応じてこれらの文書を閲覧できることとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクについて、リスク管理規程及び危機管理規程に従い適切に対処することとする。リスクごとに担当部署を定め、担当部署を統括する取締役はリスク管理や対応策の作成、見直しを図るとともに、他の部署の業務執行に係るリスクについての認識を深めるための研修等を行い、全社的なリスク管理体制を構築することとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回定期に開催し、必要に応じて適宜取締役会を開催することとする。また、取締役会において定められた経営計画を達成するため、取締役の職務分掌に基づき、職務権限と担当業務を明確にし、業務の執行を行わせることとする。

5. 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社が企業集団を形成した場合においては、関係する社内規程を整備するとともに、内部監査室、監査役による企業集団における業務のコンプライアンス及び効率化、適正化についての監査を実施し、その結果について取締役会に報告することにより業務の適正を確保することとする。

6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、内部監査室に属する職員を補助すべき使用人として監査業務に必要な事項を命令できるものとし、監査役会より当該命令を受けた使用人については当該命令について取締役等の指揮命令は受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する事項

取締役及び使用人は監査役会に対して、法定の事項、経営面等で重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及び監査役会の要請による事項等についてすみやかに報告することとし、原則として監査役会に対する報告として定期及び臨時の取締役会で報告及び意見交換を行うこととする。また、会計監査人より会計監査の結果についての報告を受けるとともに会計監査人との情報の交換を行う等連携を図ることとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役監査規程に則り監査役監査を行うこととする。また、会計監査人より会計監査の結果について報告を受けるとともに、監査役監査、会計監査の結果等について監査役は取締役及び使用人に対して公平不偏の立場から意見の表明、改善提案等を行うことができることとする。

また、上記の「内部統制システムに関する基本方針」に則り、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を組織内の全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて実施するため、「財務報告に係る内部統制評価水準のガイドライン」を定めており、その概略は次のとおりとなっております。

・内部統制報告の基本

正確で信頼性のある財務報告を目指すことに努め、信頼性のある財務報告作成のため、適切な社内制度の設計・運用・人材の確保・配置・見直しを行い、社員に対する権限と責任の委任は適切な範囲に限定しかつ明確にすることとしております。また、職務の遂行に必要な手段や訓練に対しては積極的な

支援を行うこととし、不備が発見された場合には、虚偽記載の発生可能性と影響の範囲・程度の検討を行うこととしております。

・内部統制評価の基準日

財務報告に係る内部統制の評価は、期末日を評価時点として行うこととしております。

・内部統制の整備・運用及び評価の責任者

財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の責任者は、内部統制報告書に自署かつ押印する代表取締役社長であるとしております。また、代表取締役社長は、財務報告に関する重要な欠陥を取締役会及び監査役会並びに外部監査人に適時に報告することとしております。

・内部統制の評価範囲

財務報告の信頼性に及ぼす影響の観点から、評価範囲を店頭外国為替証拠金取引に限定することとしております。また、評価範囲を決定する手順・方法は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、重要な事業拠点、全社的な内部統制の評価結果、評価対象とする業務プロセスの識別等を検証し、毎年合理的に決定することとしております。

・リスク対応

リスク評価の正確性を期すため、適切な階層の人材投与を行うこととしております。また、信頼性ある財務報告作成に重要な影響を及ぼす変化が発生した場合、リスク再評価の仕組みを設定し適切な対応を図ることとし、不正に関するリスクについては、動機・原因・背景等を踏まえ、適切にリスク評価を行うこととしております。

・統制の確保

諸リスクを軽減する統制活動を確保するため、業務プロセス単位の対策強化を徹底し、統制活動について、全社的な職務権限規程や個々の業務手順の整備を行うこととしております。また、統制活動の妥当性について、定期的検証を実施することとしております。

・情報及び伝達の体制整備

本ガイドラインが全役職員に徹底される体制の整備、会計及び財務に関する情報が関連業務プロセスから情報システムに適切に伝達され利用可能となる体制の整備、内部統制に関する重要な情報が経営者及び組織内管理者に円滑に伝達される体制の整備を図ることとしております。また、経営者、取締役会、監査役及びその他の関係者の間で、情報が適切に伝達・共有される仕組みを強化することとし、さらに、内部通報制度を活用した通常の報告経路から独立した伝達経路が利用できる体制の整備を図ることとしております。

・ITによる統制

信頼性のある財務報告の作成という目的達成に対するリスク低減に資するため、ITを用いた統制の利用領域の拡大を強化し、ITに係る全般統制及びITに係る業務処理統制の整備を図ることとしております。

・モニタリング

日常的及び独立的モニタリングの有効性を意識し、モニタリングがそれぞれの業務活動に適切に組み込まれるよう体制の整備を図ることとしております。

・不備への対応

不備について、集計方法、発生可能性の判断基準、影響額の算定等を定めるとともに、重要な欠陥等の是正に努めることとしております。

(b) 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、外国為替証拠金取引市場の健全性・公平性の確保及び投資家と当社関係者の安全性確保のため、関係法令に基づき、いわゆる反社会的勢力を排除する体制を整備するとともに、断固たる態度でこれら勢力との関係を断絶いたします。

- 1．当社は、反社会的勢力に対して、組織全体として対応する為の体制を整備して参ります。
- 2．当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携を構築して参ります。
- 3．当社は、反社会的勢力との取引を一切行わず、また、期せずして反社会的勢力との取引が判明した場合には、取引解消に向け適切な処置を組織全体として対応いたします。
- 4．当社は、反社会的勢力には一切応じず、民事もしくは刑事による法的対応を行います。
- 5．当社は、反社会的勢力への資金提供は一切行いません。

(c) リスク管理体制の整備の状況

当社は当社事業に関するリスクについて、市場リスク、信用リスク、取引先リスク、流動性リスク、システムリスク、事務リスク、その他のリスク（法務リスク、レピュテーションリスク等）の3つに分類しております。これらリスクについて、当社は法令等の遵守及び社内ルールの遵守を基本にリスク管理規程及び危機管理規程等に基づいて、会社機関と内部統制システムを一層充実させ、それぞれのリスク毎に対応を整備し、リスクの種類と所在を明確化した上で管理する体制としております。また、当社の内部管理統括責任者がリスク全般の管理統括を行っております。リスクに関する重要事項の審議決定については、取締役会がリスク全般に関して報告を受けることにより急激な環境変化等に機動的に対応しております。

(d) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができるとしており、また、社外取締役及び社外監査役との間においても、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができるとしております。取締役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を發揮できるようにするためには、責任を限定する必要があるとの判断から定めております。また、監査役についても同様に、その能力を十分に発揮し、期待される役割を發揮できるようにするためには、責任を限定する必要があるとの判断から定めております。社外取締役及び社外監査役については、外部から人を迎え入れるということもあり、社外取締役及び社外監査役として優秀な人材を確保するためには責任を限定する必要があるとの判断から定めております。

内部監査及び監査役監査

イ．内部監査

当社の内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査室が担当いたします。内部監査室長1名が、内部監査規程に基づき事業年度毎に内部監査計画を策定し、定期的に各部門の業務遂行状況について、内部監査命令～監査実施～被監査部門との事実確認～結果分析～改善指摘事項の確定～内部監査報告の手順で実施し、各部門の業務の合法性及び合理性の監査結果については、内部監査報告書にて代表取締役社長並びに監査役会に提出しております。被監査部署に対しては、該当部分に関する報告書を作成提示し、指摘事項に対する改善対策報告書を内部監査室宛て書面による提出を義務付ける等、改善状況のチェックを随時行う体制をとっております。また、財務報告に関わる内部統制の有効性の状況についても検証を行っており、その他、随時必要に応じて臨時の特命監査を実施する場合もあります。今後も、会社の業務、財産の状況、法令遵守及びコンプライアンス状況に関し検査の徹底を図り、内

部牽制機能が十分機能した組織の確立に努めて参ります。

ロ . 監査役監査

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は4名（常勤監査役1名）で構成され、常勤監査役を除く監査役は全員が社外監査役であります。社外監査役のうち1名は、過去に上場会社にて経営管理部の役員並びに監査役を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。別の社外監査役のうち1名は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役会は毎月1回の開催を原則としており、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や他の重要な経営会議に出席し、取締役への意見聴取、会社財産の調査、資料及び重要な決裁書類の閲覧、内部監査部門員等との意見交換、報告聴取等を通して、業務監査並びに会計監査について取締役の職務遂行を監査しております。また、会計監査人から監査方針及び監査計画等を聴取し、監査の結果について随時報告もしくは説明を受ける等を行い、会計監査人と相互連携を図っております。

ハ . 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

内部監査及び監査役監査に会計監査を加えた3つの監査機能は、内部統制部門交えて財務報告に対する信頼性向上のため、必要に応じて会合を設け、それぞれの監査結果について情報共有並びに意見交換を図りながら、効果的かつ効率的な監査及び適宜連携し必要な助言を受けることも含め、適正な会計処理及び透明な経営確保に努めるため、連携及び体制を確立しております。

社外取締役及び社外監査役

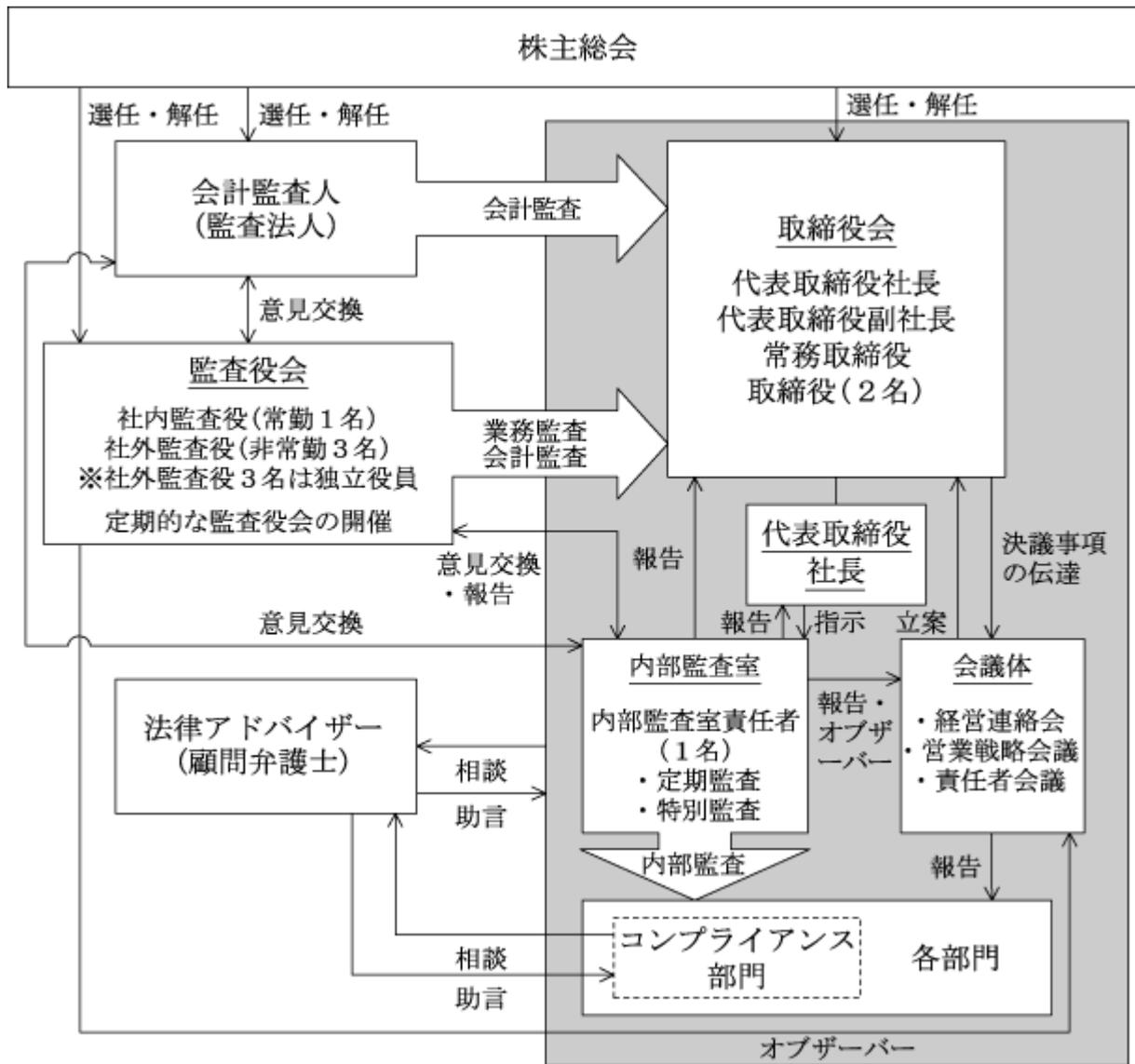
当社の社外監査役は3名ですが、社外取締役は選任しておりません。

社外監査役と提出会社には、人的関係はなく、大株主等の資本的関係もなく、また、多額の金銭やその他財産を得るような取引関係、その他利害関係もありません。

社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割は、毎月1度定期的に行われる定例取締役会と、その他必要に応じて開催される臨時取締役会に出席するとともに、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、業務監査並びに会計監査について取締役の職務遂行を監査しております。

社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方は、現在、当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役（3名）の充実により、経営に対する監視監督機能の強化を図っております。しかしながら、更なる経営の監視監督機能の強化を図るためには、社外取締役を選任することの必要性も認識しており、当社が必要と認めた場合には適任者を社外取締役として選任することも検討して参りたいと考えております。

社外監査役による監督又は内部監査及び監査役監査に会計監査を加えた3つの監査機能は、財務報告に対する信頼性向上のため内部統制部門も含め、必要に応じて会合を設け、それぞれの監査結果について情報共有並びに意見交換を図りながら、透明性の高い経営確保の監督に努めております。



役員の報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	92,251	85,316	6,935			5
監査役 (社外監査役を除く)						
社外役員	12,600	12,600				3

(注) 当事業年度における状況になります。

ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(名)	内容
25,200	2	管理職として使用人給与に含まれている金額

二．役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役全員による合議制となっております。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	1 銘柄
貸借対照表計上額	4,000千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)T & Cホールディングス	100	4,000	業務上の関係を有するため

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、会計監査人としてあずさ監査法人を選任しており、下記の公認会計士により監査業務が執行されております。

・業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

指定社員 業務執行社員：筆野 力（あずさ監査法人）

指定社員 業務執行社員：田中 量（あずさ監査法人）

継続監査年数については、全員7年以下であるため、記載をしておりません。

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 3名

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

当社は、毎月1回の定例取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催いたしました。取締役会には、監査役が毎回出席し意見を述べております。また、コンプライアンスを徹底するための勉強会や個人情報保護の徹底を行うための勉強会、また、広域災害発生時等の危機管理のための社内連絡体制の構築を行いました。

定款で定める取締役の定数及び取締役の選解任の決議要件

イ．定款で定める取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

ロ．取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定めております。また、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

自己の株式の取得の決定機関

当社は経営環境の変化等に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、資本効率の向上を通じて株主への利益還元をはかるため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当の決定機関

当社は会社法第454条第5項に定める剰余金の配当等の事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
29,178	5,800	31,396	750

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は、前事業年度において監査公認会計士等に対し、以下の業務を委託し報酬を支払っております。

- ・「外為証拠金分別管理信託」に係る証拠金残高に関し、監査公認会計士等と当社との間で合意した手続き
 - ・財務報告に係る内部統制の評価作業に関する専門的助言業務

当社は、当事業年度において監査公認会計士等に対し、以下の業務を委託し報酬を支払っております。

- ・「顧客区分管理信託」に係る証拠金残高に関し、監査公認会計士等と当社との間で合意した手続き

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬の決定について、特に方針を定めておりませんが、監査公認会計士等の独立性を損ねることがないように、監査日数、当社の規模・特性等の要素等を勘案して、適切に決定するようにしております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に対して的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、財務報告の信頼性を確保できるよう努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,640,945	2,190,410
分別管理信託	1 8,996,339	1 11,446,517
前払費用	20,635	29,544
繰延税金資産	-	13,039
その他	58,039	3,458
流動資産合計	11,715,959	13,682,971
固定資産		
有形固定資産		
建物	171,878	137,098
減価償却累計額	38,902	35,523
建物(純額)	132,975	101,575
工具、器具及び備品	163,827	179,008
減価償却累計額	90,336	114,005
工具、器具及び備品(純額)	73,491	65,002
有形固定資産合計	206,466	166,578
無形固定資産		
ソフトウェア	113,933	158,546
ソフトウェア仮勘定	17,812	-
その他	923	905
無形固定資産合計	132,669	159,452
投資その他の資産		
投資有価証券	125,921	125,000
長期前払費用	643	202
差入保証金	77,960	68,035
繰延税金資産	14,886	2,184
その他	318	478
投資損失引当金	7,627	62,183
投資その他の資産合計	212,103	133,717
固定資産合計	551,239	459,747
資産合計	12,267,198	14,142,719

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	92,817	85,631
未払法人税等	4,166	3,794
顧客預り勘定	2 8,875,364	2 11,112,937
繰延税金負債	2,563	-
ポイント引当金	-	21,006
その他	8,578	6,501
流動負債合計	8,983,490	11,229,871
負債合計	8,983,490	11,229,871
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,224,005	1,224,005
資本剰余金		
資本準備金	1,129,005	1,129,005
資本剰余金合計	1,129,005	1,129,005
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,071,066	698,218
利益剰余金合計	1,071,066	698,218
自己株式	147,548	160,561
株主資本合計	3,276,528	2,890,666
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,879	-
評価・換算差額等合計	1,879	-
新株予約権	9,058	22,181
純資産合計	3,283,708	2,912,847
負債純資産合計	12,267,198	14,142,719

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
営業収益		
トレーディング損益	1,410,919	1,183,774
営業収益計	1,410,919	1,183,774
営業費用		
販売費及び一般管理費	₁ 1,362,176	₁ 1,383,511
営業利益又は営業損失()	48,742	199,737
営業外収益		
受取利息	15,184	7,838
法人税等還付加算金	-	1,547
その他	412	282
営業外収益合計	15,596	9,668
営業外費用		
支払利息	-	351
投資損失引当金繰入額	2,217	54,556
支払手数料	1,038	126
その他	-	10
営業外費用合計	3,255	55,044
経常利益又は経常損失()	61,084	245,113
特別損失		
固定資産除却損	₂ 25	₂ 1,537
固定資産臨時償却費	-	₃ 48,808
投資有価証券評価損	5,910	4,090
本社移転費用	-	51,042
特別損失合計	5,935	105,478
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	55,149	350,592
法人税、住民税及び事業税	10,625	1,055
法人税等調整額	18,290	4,189
法人税等合計	28,915	3,133
当期純利益又は当期純損失()	26,233	347,458

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,224,005	1,224,005
当期末残高	1,224,005	1,224,005
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,129,005	1,129,005
当期末残高	1,129,005	1,129,005
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,181,310	1,071,066
当期変動額		
剰余金の配当	136,477	25,390
当期純利益又は当期純損失()	26,233	347,458
当期変動額合計	110,243	372,848
当期末残高	1,071,066	698,218
自己株式		
前期末残高	-	147,548
当期変動額		
自己株式の取得	147,548	13,013
当期変動額合計	147,548	13,013
当期末残高	147,548	160,561
株主資本合計		
前期末残高	3,534,320	3,276,528
当期変動額		
剰余金の配当	136,477	25,390
当期純利益又は当期純損失()	26,233	347,458
自己株式の取得	147,548	13,013
当期変動額合計	257,791	385,862
当期末残高	3,276,528	2,890,666
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	5,498	1,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,618	1,879
当期変動額合計	3,618	1,879
当期末残高	1,879	-

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
新株予約権		
前期末残高	-	9,058
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,058	13,122
当期変動額合計	9,058	13,122
当期末残高	9,058	22,181
純資産合計		
前期末残高	3,528,822	3,283,708
当期変動額		
剰余金の配当	136,477	25,390
当期純利益又は当期純損失（ ）	26,233	347,458
自己株式の取得	147,548	13,013
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,677	15,001
当期変動額合計	245,114	370,860
当期末残高	3,283,708	2,912,847

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	55,149	350,592
減価償却費	88,811	93,377
固定資産除却損	25	1,537
固定資産臨時償却費	-	48,808
本社移転費用	-	51,042
株式報酬費用	9,058	13,122
投資有価証券評価損益(は益)	5,910	4,090
投資損失引当金の増減額(は減少)	2,217	54,556
受取利息	15,184	7,838
支払利息	-	351
ポイント引当金の増減額(は減少)	-	21,006
為替差損益(は益)	49	58
分別管理信託の増減額(は増加)	3,539,502	2,238,892
前払費用の増減額(は増加)	2,288	8,909
未払金の増減額(は減少)	28,006	1,704
顧客預り勘定の増減額(は減少)	3,540,474	2,237,573
その他	1,117	2,545
小計	171,800	85,075
利息の受取額	14,445	8,289
利息の支払額	-	351
本社移転費用支払額	-	50,912
法人税等の支払額	234,183	3,017
法人税等の還付額	-	56,753
営業活動によるキャッシュ・フロー	47,936	74,314
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	3,000,000	3,000,000
定期預金の払戻による収入	3,000,000	3,000,000
有形固定資産の取得による支出	26,272	59,409
無形固定資産の取得による支出	82,581	76,819
差入保証金の差入による支出	-	39,476
差入保証金の回収による収入	1,192	49,401
その他	72	160
投資活動によるキャッシュ・フロー	107,734	126,464
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	200,000
短期借入金の返済による支出	-	200,000
配当金の支払額	136,477	25,386
自己株式の取得による支出	148,586	13,140
財務活動によるキャッシュ・フロー	285,063	38,527
現金及び現金同等物に係る換算差額	49	58
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	440,685	239,248
現金及び現金同等物の期首残高	1,662,390	1,221,704
現金及び現金同等物の期末残高	1,221,704	982,455

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 分別管理信託の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。	同 左
2 デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。	同 左
3 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 	<p>その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの 同 左 ・時価のないもの 同 左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法を採用しております。 但し、建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建 物：3～15年 ・ 工具器具及び備品：3～20年 <p>(2) 無形固定資産 （リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リースのうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 （リース資産を除く） 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 （リース資産を除く） 同 左</p> <p>(3) リース資産 同 左</p>
5 引当金の計上基準	<p>(1) 投資損失引当金 投資に係る損失に備えるため、被投資会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。</p> <hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/>	<p>(1) 投資損失引当金 同 左</p> <p>(2) ポイント引当金 お客様に付与されたポイントの利用による費用発生に備えるため、将来利用すると見込まれる額を計上しております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	(追加情報) 当社は、当事業年度よりお客様向けポイントプログラムをスタートいたしました。そのため、当事業年度よりお客様の利用実績に基づき将来利用すると見込まれる額を「ポイント引当金」として計上しております。これにより、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ21,006千円増加しております。 同 左
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理税抜方式を採用しております。 また、控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。	同 左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度(平成21年3月期)より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>	<p>_____</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																
<p>1 分別管理信託 外国為替証拠金取引に係る顧客から受け入れた取引証拠金等を分別保管するため、信託銀行と外為証拠金分別管理信託契約を締結しております。</p> <p>2 顧客預り勘定 顧客との外国為替証拠金取引により発生するものであり、顧客から受け入れた取引証拠金に顧客の損益を含めた残高で表示しております。 なお、顧客預り勘定の内訳は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">預り証拠金</td> <td style="text-align: right;">13,235,778千円</td> </tr> <tr> <td>確定損益未受渡分</td> <td style="text-align: right;">25,556千円</td> </tr> <tr> <td>未決済残高評価損益</td> <td style="text-align: right;">4,385,969千円</td> </tr> <tr> <td>顧客預り勘定 合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,875,364千円</td> </tr> </table>	預り証拠金	13,235,778千円	確定損益未受渡分	25,556千円	未決済残高評価損益	4,385,969千円	顧客預り勘定 合計	8,875,364千円	<p>1 分別管理信託 外国為替証拠金取引に係る顧客から受け入れた取引証拠金等を分別保管するため、信託銀行と顧客区分管理信託契約を締結しております。</p> <p>2 顧客預り勘定 顧客との外国為替証拠金取引により発生するものであり、顧客から受け入れた取引証拠金に顧客の損益を含めた残高で表示しております。 なお、顧客預り勘定の内訳は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">預り証拠金</td> <td style="text-align: right;">14,592,292千円</td> </tr> <tr> <td>確定損益未受渡分</td> <td style="text-align: right;">25,177千円</td> </tr> <tr> <td>未決済残高評価損益</td> <td style="text-align: right;">3,504,531千円</td> </tr> <tr> <td>顧客預り勘定 合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,112,937千円</td> </tr> </table>	預り証拠金	14,592,292千円	確定損益未受渡分	25,177千円	未決済残高評価損益	3,504,531千円	顧客預り勘定 合計	11,112,937千円
預り証拠金	13,235,778千円																
確定損益未受渡分	25,556千円																
未決済残高評価損益	4,385,969千円																
顧客預り勘定 合計	8,875,364千円																
預り証拠金	14,592,292千円																
確定損益未受渡分	25,177千円																
未決済残高評価損益	3,504,531千円																
顧客預り勘定 合計	11,112,937千円																

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																										
<p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は56%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は44%であります。 主な内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">93,914千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">313,393千円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">293,710千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">88,811千円</td> </tr> <tr> <td>支払報酬</td> <td style="text-align: right;">123,907千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">93,335千円</td> </tr> </table> <p>2 固定資産除却損 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">25千円</td> </tr> </table>	役員報酬	93,914千円	給与手当	313,393千円	広告宣伝費	293,710千円	減価償却費	88,811千円	支払報酬	123,907千円	地代家賃	93,335千円	工具、器具及び備品	25千円	<p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は56%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は44%であります。 主な内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">97,916千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">311,942千円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">295,639千円</td> </tr> <tr> <td>ポイント引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">21,006千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">93,377千円</td> </tr> <tr> <td>支払報酬</td> <td style="text-align: right;">110,524千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">90,272千円</td> </tr> </table> <p>2 固定資産除却損 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">998千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">538千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,537千円</td> </tr> </table> <p>3 固定資産臨時償却費 平成21年9月に行われた本社の移転に伴い、旧日本社における建物等の臨時償却を行ったものであり、内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">43,139千円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">5,422千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">246千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">48,808千円</td> </tr> </table>	役員報酬	97,916千円	給与手当	311,942千円	広告宣伝費	295,639千円	ポイント引当金繰入額	21,006千円	減価償却費	93,377千円	支払報酬	110,524千円	地代家賃	90,272千円	建物	998千円	ソフトウェア	538千円	合計	1,537千円	建物	43,139千円	工具、器具及び備品	5,422千円	ソフトウェア	246千円	合計	48,808千円
役員報酬	93,914千円																																										
給与手当	313,393千円																																										
広告宣伝費	293,710千円																																										
減価償却費	88,811千円																																										
支払報酬	123,907千円																																										
地代家賃	93,335千円																																										
工具、器具及び備品	25千円																																										
役員報酬	97,916千円																																										
給与手当	311,942千円																																										
広告宣伝費	295,639千円																																										
ポイント引当金繰入額	21,006千円																																										
減価償却費	93,377千円																																										
支払報酬	110,524千円																																										
地代家賃	90,272千円																																										
建物	998千円																																										
ソフトウェア	538千円																																										
合計	1,537千円																																										
建物	43,139千円																																										
工具、器具及び備品	5,422千円																																										
ソフトウェア	246千円																																										
合計	48,808千円																																										

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	54,591			54,591

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)		3,811		3,811

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

株主総会決議による自己株式の取得による増加 3,000株

取締役会決議による自己株式の取得による増加 811株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)	摘要
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末		
第5回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式	5,700			5,700		
第7回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式		990	7	983	9,058	(注)2
合計		5,700	990	7	6,683	9,058	

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 目的となる株式の数の変動事由の概要

第7回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

第7回新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。

3 第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	136,477	2,500.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25,390	500.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	54,591			54,591

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,811	712		4,523

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 712株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)	摘要
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末		
第5回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式	5,700			5,700		
第7回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式	983		30	953	22,181	(注)2
合計		6,683		30	6,653	22,181	

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 目的となる株式の数の変動事由の概要

第7回新株予約権の減少は、権利失効によるものです。

3 第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	25,390	500.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25,034	500.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	2,640,945千円	現金及び預金	2,190,410千円
外国為替証拠金取引顧客分別金	26,354千円	外国為替証拠金取引顧客分別金	38,217千円
分別管理信託(自己勘定)	107,112千円	分別管理信託(自己勘定)	330,262千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,500,000千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,500,000千円
現金及び現金同等物	1,221,704千円	現金及び現金同等物	982,455千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)				当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引				リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具、器具 及び備品	5,340	1,246	4,094	工具、器具 及び備品	5,340	2,314	3,026
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形 固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払 利子込み法により算定しております。				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形 固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払 利子込み法により算定しております。			
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
	1年以内	1,068千円			1年以内	1,068千円	
	1年超	3,026千円			1年超	1,958千円	
	合計	4,094千円			合計	3,026千円	
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース 料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める 割合が低いため、支払利子込み法により算定してお ります。				(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース 料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める 割合が低いため、支払利子込み法により算定してお ります。			
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額				(3) 支払リース料及び減価償却費相当額			
	支払リース料	1,068千円			支払リース料	1,068千円	
	減価償却費相当額	1,068千円			減価償却費相当額	1,068千円	
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする 定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする 定額法によっております。			

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年 3月31日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、外国為替証拠金取引を主たる事業としております。顧客等を相手方とする外国為替証拠金取引は、当社が顧客等に対して提示する為替レートに対して、主にインターネットや電話を通じて注文を受け付け受諾することにより取引が成立いたします。また、当社は、当該取引から生ずる為替変動リスクを回避するため、カウンターパーティーに対してカバー取引を行っております。

当社は、自己資金を用いて、事業の運営のために必要な資金を手当しておりますが、設備投資等を行う際には、短期的に銀行借入を行う場合もあります。余剰資金については、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

分別管理信託は、外国為替証拠金取引に係る顧客から受け入れた取引証拠金等を区別管理するためのものであり、信託銀行と顧客区分管理信託契約を締結しておりますが、契約内容が履行されない場合に発生する信用リスクに晒されています。また、カウンターパーティーを相手方とするカバー取引を行っておりますが、決済履行に係る信用リスクに晒されています。また、外貨建て資産・負債を含んでいるため、流動性リスク及び為替変動リスクに晒されています。

顧客預り勘定は、外国為替証拠金取引により発生するものであり、顧客から受け入れた取引証拠金に顧客の損益（評価損益を含む）を含めた残高を表していますが、顧客が預け入れた証拠金等以上に損失を被ることにより発生する未収金が回収できない可能性を含んだ顧客の信用リスク、顧客との相対取引での決済履行に係る信用リスク、取引先金融機関の信用リスクに晒されています。また、外貨建て資産・負債を含んでいるため、流動性リスク及び為替変動リスクに晒されています。

現金及び預金は、取引先金融機関の信用リスクに晒されています。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式、または、運用会社が組成・発行する有価証券であり、市場価格の変動や為替等の変動を含んだ市場リスク、また、保有有価証券を発行・組成する各発行体の信用リスクに晒されています。

差入保証金は、貸入人等に対し契約締結時に敷金及び保証金等を差し入れております。

未払金に関しては、概ね1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理は、金融商品取引法第46条の6に定める自己資本規制比率の管理を基礎に実施しております。

このため、信用リスク（取引先リスク）及び市場リスクについては、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」に基づき、毎営業日、これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出した上で自己資本規制比率を算出しています。

外国為替証拠金取引に係るリスク管理体制は、為替持高管理事務に係る内規に基づき、カバー取引業務を行う部門（市場業務部）から独立している管理部門（業務管理部）が日次においてポジション及び売買損益の状況をチェックすることにより、カバー取引業務を行う部門に対する牽制を行っております。また、その内容については、日次で役員及び関連部署に報告されています。

・信用リスクの管理

顧客との外国為替証拠金取引は、当社の定める取引証拠金を収受しない限り発注できず、かつ取引成立後の為替変動によっては、顧客により追加預託を受けるか、顧客の持高の全部を強制決済するか、もしくは、一定水準において自動ロスカットを行うことになっているため、契約不履行により発生する顧客の信用リスクを大幅に低減しております。

カウンターパーティーとのカバー取引は、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため、契約不履行によるリスクは少ないものと認識しております。また、当社のカバー取引のスキームは、カバー取引先及び顧客資産の区分管理信託先を同一の金融機関で行っているため、カバー取引を行う際に必要な自己資金を差し入れる必要がなく、同時にカバー取引に係る損益金の立替が発生しないため、カウンターパーティーの信用状況に起因する信用リスクは大幅に低減しております。

預金、有価証券、差入保証金や未払金等については、信用度の高い金融機関のみに限定したり、発行体、資金の差入先並びに契約締結先等に対して、定期的に残高の管理、時価及び財政状態等の把握を行い、回収懸念等の早期把握と信用リスクの低減を行っております。

・市場リスクの管理

当社の外国為替証拠金取引は、顧客との相対取引であるため、同数量のカバー取引を行うまでの間、為替変動によるリスクを有しております。顧客との取引により生ずる当社の為替の持高については、適時にカウンターパーティーに対してカバー取引を行うことにより為替変動リスクを回避しており、当該業務運用時の損失限度基準を含む為替の持高限度基準は為替持高管理事務に係る内規において定めており、リスクの低減を図っております。

・流動性リスクの管理

当社の外国為替証拠金取引スキームは、カウンターパーティーとの間でカバー取引を行う際に必要な自己資金の差し入れを必要とせず立替金も発生しないため、外国為替証拠金取引事業を継続的に行っていくに当たり存在する流動性リスクに関しては極めて限定的となっております。そのため、当社が管理すべき流動性リスクは、一般商取引に係る取引時等に発生する流動性リスクであり、高い手許流動性の維持を図ることでリスクの管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2をご参照下さい。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,190,410	2,190,410	
(2) 分別管理信託	11,446,517	11,446,517	
(3) 投資有価証券 その他有価証券	4,000	4,000	
資産計	13,640,928	13,640,928	
(1) 未払金	85,631	85,631	
(2) 未払法人税等	3,794	3,794	
(3) 顧客預り勘定	11,112,937	11,112,937	
負債計	11,202,364	11,202,364	

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 分別管理信託

分別管理信託は、事業年度末の直物為替相場により時価を算定しております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」を参照下さい。

負債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 顧客預り勘定

顧客預り勘定は、事業年度末の直物為替相場により時価を算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 出資証券	121,000
差入保証金	68,035

出資証券については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

差入保証金については、主に、当社が本社として使用しているオフィスの賃貸借契約に係る敷金であります。当社は、現時点で本社を移転する計画はなく、差入保証金の将来キャッシュ・フローを見積ることができず、また、市場価格も存在せず時価を把握することが極めて困難と認められるため表中には含めておりません。

3 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)
現金及び預金	2,190,410		
分別管理信託	11,446,517		
合計	13,636,928		

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 時価のある有価証券

区分	前事業年度末(平成21年3月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額(千円)	差額 (千円)
その他有価証券			
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式			
債券			
その他			
小計			
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	8,090	8,090	
債券			
その他	101,000	97,831	3,168
小計	109,090	105,921	3,168
合計	109,090	105,921	3,168

(注) 1 表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価格であります。

2 当事業年度(平成21年3月期)において、株式の減損処理を行い、投資有価証券評価損5,910千円を計上しております。

- 3 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べて30～50%程度下落した場合は、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2. 時価評価されていない有価証券

区分	前事業年度末（平成21年3月31日）
その他有価証券	貸借対照表日における 貸借対照表計上額(千円)
その他	20,000
計	20,000

(注) 当事業年度（平成21年3月期）において、投資損失引当金7,627千円を計上しております。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. その他有価証券（平成22年3月31日）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式			
債券			
その他			
小計			
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	4,000	4,000	
債券			
その他			
小計	4,000	4,000	
合計	4,000	4,000	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の内容

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 出資証券	121,000
計	121,000

市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には含めておりません。

なお、当事業年度（平成22年3月期）において、投資損失引当金62,183千円を計上しております。

2. 減損処理を行った有価証券

表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価格であります。なお、当事業年度において、有価証券について4,090千円（その他有価証券の株式4,090千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理に当たっては期末における時価が取得原価に比べて30～50%程度下落した場合は、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1	<p>取引の内容及び利用目的等</p> <p>当社は、顧客との間で外国為替証拠金取引を行っております。また、当該取引から生ずる為替変動リスクを回避するために、カウンターパーティーに対して分別管理信託においてカバー取引（スポット取引及びフォワード取引）を行っております。</p>
2	<p>取引に対する取組方針</p> <p>顧客資産については、金融商品取引法第43条の3のもと、金融先物取引業者業務方法書第6条及び金融先物取引業務に係る分別保管に関する内規に基づき、自己資産とは分別して管理を行い、信託財産として顧客の時価資産を保全する措置を講じております。また、顧客との取引により生ずる当社の為替の持高については、適時にカウンターパーティーに対してカバー取引を行うことにより為替変動リスクを回避しており、当該業務運用時の損失限度基準を含む為替の持高限度基準は為替持高管理事務に係る内規において定めております。</p>
3	<p>取引に係るリスクの内容</p> <p>外国為替証拠金取引は、顧客との相対取引であるため、同数量のカバー取引を行うまでの間、為替変動によるリスクを有しております。</p> <p>なお、顧客との外国為替証拠金取引は、当社の定める取引証拠金を収受しない限り発注できず、かつ取引成立後の為替変動によっては顧客より追加預託を受けるか、顧客の為替持高の全部を強制決済するか、もしくは一定水準において自動ロスカットを行うことになっているため、契約不履行によるリスクは少ないものと認識しております。</p> <p>また、カウンターパーティーとのカバー取引は、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため、契約不履行によるリスクは少ないものと認識しております。</p>
4	<p>取引に係るリスク管理体制</p> <p>当社は、為替持高管理事務に係る内規に基づき、ディーリング部門（市場業務部）から独立している管理部門（業務管理部）が日次においてポジション及び売買損益の状況をチェックすることにより、ディーリング部門に対する牽制を行っております。</p> <p>またその内容については、役員及び関連部署に日次で報告されております。</p>
5	<p>取引の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

2. 取引の時価等に関する事項

通貨関連

前事業年度末（平成21年3月31日）

顧客とのデリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(千円)

種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
外国為替証拠金取引				
売建	23,602,591		19,486,359	4,116,231
買建	10,390,992		10,660,730	269,737
合計				4,385,969

(注) 1 顧客との未決済の外国為替証拠金取引に係る上記評価損益については、貸借対照表において顧客預り勘定に含めて表示しております。

2 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

カウンターパーティーとのデリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(千円)

種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
為替予約				
売建	18,790,108		18,782,036	8,071
買建	27,668,285		27,677,014	8,728
合計				16,800

- (注) 1 カウンターパーティーとのカバー取引は分別管理信託において実施されており、上記評価損益については、貸借対照表において分別管理信託に含めて表示しております。
2 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の事業年度末日における契約額又は契約額等の時価、評価額、評価損益等の算定方法は次のとおりであります。

通貨関連

当事業年度末(平成22年3月31日)

顧客とのデリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(千円)

種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	契約額等の時価	評価額	評価損益
外国為替証拠金取引					
売建	30,154,566		27,188,728	2,965,838	2,965,838
買建	11,796,692		12,335,385	538,693	538,693
合計				3,504,531	3,504,531

- (注) 1 顧客との未決済の外国為替証拠金取引に係る上記評価損益については、貸借対照表において顧客預り勘定に含めて表示しております。
2 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。
なお、従来時価として表示していた外貨建ての契約額に事業年度末の直物為替相場を乗じた金額を、当事業年度末より契約額等の時価として表示し、外貨建ての契約額に事業年度末の直物為替相場を乗じた金額と円貨建ての契約額の差額を時価(評価額)として表示しております。

カウンターパーティーとのデリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(千円)

種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	契約額等の時価	評価額	評価損益
為替予約					
売建	24,634,634		24,619,229	15,405	15,405
買建	38,934,832		39,113,902	179,070	179,070
合計				194,475	194,475

- (注) 1 カウンターパーティーとのカバー取引は区分管理信託において実施されており、上記評価損益については、貸借対照表において分別管理信託に含めて表示しております。
2 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。
なお、従来時価として表示していた外貨建ての契約額に事業年度末の直物為替相場を乗じた金額を、当事業年度末より契約額等の時価として表示し、外貨建ての契約額に事業年度末の直物為替相場を乗じた金額と円貨建ての契約額の差額を時価(評価額)として表示しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社は、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当社は、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 9,058千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 1名	当社の取締役 2名 当社の従業員 56名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 5,700株	普通株式 990株
付与日	平成17年12月20日	平成20年8月5日
権利確定条件(注)2	付与日(平成17年12月20日)以降、権利確定日(平成19年12月20日)まで継続して勤務していること。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成20年8月5日)以降、権利確定日(平成22年8月5日)まで継続して勤務していること。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間(注)2	自平成17年12月20日 至平成19年12月20日	自平成20年8月5日 至平成22年8月5日
権利行使期間	平成19年12月21日から 平成27年12月1日まで	平成22年8月6日から 平成30年6月26日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 権利確定条件及び対象勤務期間は、新株予約権割当契約書に明記されておりません。新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日と見なした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成21年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末		
付与		990
失効		7
権利確定		
未確定残		983
権利確定後 (株)		
前事業年度末	5,700	
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残	5,700	

単価情報

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	50,000	65,310
行使時平均株価 (円)		
公正な評価単価 (円)		27,930

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度（平成21年3月期）において付与された第7回新株予約権について、公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積数値

	第7回新株予約権
株価変動性 (注) 1	115.5%
予想残存期間 (注) 2	5.9年
予想配当 (注) 3	2,500円 / 株
無リスク利率 (注) 4	1.15%

(注) 1 当社は上場後の日が浅く、予想残存期間に対応する株価変動性を見積ることが出来ないため、「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に基づき、当社と類似する企業に関する株価変動性を見積りを加重平均することにより不足する情報量を補っております。

なお、株価変動性を見積りに使用した株価実績は以下の期間に係るものであります。

類似企業 平成14年8月19日の週から平成19年10月22日の週

当社 平成19年10月22日の週から平成20年7月28日の週

- 2 スtock・オプションの権利行使実績が無く、予想残存期間の合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
- 3 平成20年3月期の配当実績によります。
- 4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 13,122千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 1名	当社の取締役 2名 当社の従業員 56名
Stock・オプション数(注)1	普通株式 5,700株	普通株式 990株
付与日	平成17年12月20日	平成20年8月5日
権利確定条件(注)2	付与日(平成17年12月20日)以降、権利確定日(平成19年12月20日)まで継続して勤務していること。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成20年8月5日)以降、権利確定日(平成22年8月5日)まで継続して勤務していること。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間(注)2	自 平成17年12月20日 至 平成19年12月20日	自 平成20年8月5日 至 平成22年8月5日
権利行使期間	平成19年12月21日から 平成27年12月1日まで	平成22年8月6日から 平成30年6月26日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

- 2 権利確定条件及び対象勤務期間は、新株予約権割当契約書に明記されておりません。新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、Stock・オプション等に関する会計基準に基づきStock・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日と見なした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成22年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末		983
付与		
失効		30
権利確定		
未確定残		953
権利確定後 (株)		
前事業年度末	5,700	
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残	5,700	

単価情報

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	50,000	65,310
行使時平均株価 (円)		
公正な評価単価 (円)		27,930

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度に付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

[次へ](#)

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																										
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">10,317</td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金</td> <td style="text-align: right;">3,103</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">1,289</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">437</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,148</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未収還付事業税</td> <td style="text-align: right;">2,824</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,824</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,323</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	減価償却超過額	10,317	投資損失引当金	3,103	その他有価証券評価差額金	1,289	その他	437	繰延税金資産の合計	15,148	繰延税金負債		未収還付事業税	2,824	繰延税金負債の合計	2,824	繰延税金資産の純額	12,323	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">1,068</td> </tr> <tr> <td>ポイント引当金否認額</td> <td style="text-align: right;">8,547</td> </tr> <tr> <td>地代家賃否認額</td> <td style="text-align: right;">4,095</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">9,946</td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金</td> <td style="text-align: right;">25,302</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">97,619</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">497</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">147,077</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">131,854</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,223</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	未払事業税	1,068	ポイント引当金否認額	8,547	地代家賃否認額	4,095	減価償却超過額	9,946	投資損失引当金	25,302	繰越欠損金	97,619	その他	497	繰延税金資産の小計	147,077	評価性引当金	131,854	繰延税金資産の合計	15,223
繰延税金資産	(千円)																																										
減価償却超過額	10,317																																										
投資損失引当金	3,103																																										
その他有価証券評価差額金	1,289																																										
その他	437																																										
繰延税金資産の合計	15,148																																										
繰延税金負債																																											
未収還付事業税	2,824																																										
繰延税金負債の合計	2,824																																										
繰延税金資産の純額	12,323																																										
繰延税金資産	(千円)																																										
未払事業税	1,068																																										
ポイント引当金否認額	8,547																																										
地代家賃否認額	4,095																																										
減価償却超過額	9,946																																										
投資損失引当金	25,302																																										
繰越欠損金	97,619																																										
その他	497																																										
繰延税金資産の小計	147,077																																										
評価性引当金	131,854																																										
繰延税金資産の合計	15,223																																										
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.8%</td> </tr> <tr> <td>株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">6.7%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">2.5%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">52.4%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%	株式報酬費用	6.7%	住民税均等割	2.5%	その他	0.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.4%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しています。</p>																														
法定実効税率 (調整)	40.7%																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%																																										
株式報酬費用	6.7%																																										
住民税均等割	2.5%																																										
その他	0.2%																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.4%																																										

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	64,486円99銭	57,734円81銭
1株当たり当期純利益金額 又は純損失金額()	497円47銭	6,887円32銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は純損失()(千円)	26,233	347,458
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益又は純損失()(千円)	26,233	347,458
普通株式の期中平均株式数(株)	52,735	50,449
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数(株) (うち新株予約権にかかる増加数(株))	()	()
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成17年12月2日臨時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権5,700個)普通株式5,700株 平成20年6月27日定時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権983個)普通株式983株	平成17年12月2日臨時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権5,700個)普通株式5,700株 平成20年6月27日定時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権953個)普通株式953株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>ストックオプション（新株予約権）の付与</p> <p>当社は、平成21年 6月26日開催の第7回定時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役および従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記の内容の決議を行っております。なお当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役および従業員に対し新株予約権を発行するものであります。また、当社取締役に対して新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。</p> <p>2．新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとする。</p> <p>3．新株予約権の割当日 当社取締役会に委任するものとする。</p> <p>4．新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 1,310株とする。 なお、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p>(2) 新株予約権の総数 1,310株を上限とする。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は700個、従業員に付与する新株予約権は610個とする（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）。</p>	<p>ストックオプション（新株予約権）の付与</p> <p>当社は、平成22年 6月25日開催の第8回定時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役および従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記の内容の決議を行っております。なお当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役および従業員に対し新株予約権を発行するものであります。また、当社取締役に対して新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。</p> <p>2．新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとする。</p> <p>3．新株予約権の割当日 当社取締役会に委任するものとする。</p> <p>4．新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 1,310株とする。 なお、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p>(2) 新株予約権の総数 1,310株を上限とする。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は700個、従業員に付与する新株予約権は610個をそれぞれの上限とする（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）。</p>

<p>前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>
<p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より平成31年6月25日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従</p>	<p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より平成32年6月24日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>
<p>い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>その他権利行使の条件は、平成21年6月26日開催の当社第7回定時株主総会決議および同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>(7) 新株予約権の取得の条件</p> <p>当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い</p> <p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>合併(当社が消滅する場合に限る。)</p> <p>合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>吸収分割</p> <p>吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>新設分割</p> <p>新設分割により設立する株式会社</p> <p>株式交換</p> <p>株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>株式移転</p> <p>株式移転により設立する株式会社</p>	<p>い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>その他権利行使の条件は、平成22年6月25日開催の当社第8回定時株主総会決議および同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>(7) 新株予約権の取得の条件</p> <p>当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い</p> <p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>合併(当社が消滅する場合に限る。)</p> <p>合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>吸収分割</p> <p>吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>新設分割</p> <p>新設分割により設立する株式会社</p> <p>株式交換</p> <p>株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>株式移転</p> <p>株式移転により設立する株式会社</p>

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(10) 新株予約権の行使により発生する端株の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p>	<p>(10) 新株予約権の行使により発生する端株の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p>
<p>株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与</p>	<p>株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与</p>
<p>当社は、平成21年6月26日開催の第7回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役および従業員に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記の内容の決議を行っております。なお、当社取締役および監査役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。</p>	<p>当社は、平成22年6月25日開催の第8回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役および従業員に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記の内容の決議を行っております。なお、当社取締役および監査役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社は、取締役、監査役および従業員の報酬体系を見直し、本総会終結の時をもって報酬と当社の業績および株式価値の連動性を明確にし、株主の皆様との価値共有を高めるため、株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を発行するものであります。また、当社取締役および監査役に対し新株予約権を付与することについては、株式報酬型ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役および監査役の報酬等として相当であると存じます。</p>	<p>1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社は、取締役、監査役および従業員の報酬体系を見直し、本総会終結の時をもって報酬と当社の業績および株式価値の連動性を明確にし、株主の皆様との価値共有を高めるため、株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を発行するものであります。また、当社取締役および監査役に対し新株予約権を付与することについては、株式報酬型ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役および監査役の報酬等として相当であると存じます。</p>
<p>2. 新株予約権の払込金額</p>	<p>2. 新株予約権の払込金額</p>
<p>金銭の払込みを要しないものとする。</p>	<p>金銭の払込みを要しないものとする。</p>
<p>3. 新株予約権の割当日</p>	<p>3. 新株予約権の割当日</p>
<p>当社取締役会に委任するものとする。</p>	<p>当社取締役会に委任するものとする。</p>
<p>4. 新株予約権の内容</p>	<p>4. 新株予約権の内容</p>
<p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数</p>	<p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数</p>
<p>当社普通株式 700株とする。</p>	<p>当社普通株式 700株とする。</p>
<p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端株については、これを切り捨てる。</p>	<p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端株については、これを切り捨てる。</p>
<p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p>	<p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p>
<p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p>	<p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p>

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(2) 新株予約権の総数 700個を上限とする。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は560個、当社監査役に付与する新株予約権は40個、従業員に付与する新株予約権は100個とする(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」をいう。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は1円とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)から30年間とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件 上記(4)の新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。 上記にかかわらず平成51年6月25日に至るまで新株予約権者が権利行使開始を迎えなかった場合には、その新株予約権者はその新株予約権の権利を喪失する。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。 その他権利行使の条件は、平成21年6月26日開催の当社第7回定時株主総会決議および同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>(7) 新株予約権の取得の条件 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>	<p>(2) 新株予約権の総数 700個を上限とする。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は560個、当社監査役に付与する新株予約権は40個、従業員に付与する新株予約権は100個をそれぞれの上限とする(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」をいう。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は1円とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)から30年間とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件 上記(4)の新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。 上記にかかわらず平成52年6月24日に至るまで新株予約権者が権利行使開始を迎えなかった場合には、その新株予約権者はその新株予約権の権利を喪失する。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。 その他権利行使の条件は、平成22年6月25日開催の当社第8回定時株主総会決議および同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>(7) 新株予約権の取得の条件 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い 組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 新設分割 新設分割により設立する株式会社 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p> <p>(10) 新株予約権の行使により発生する端株の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p>	<p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い 組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 新設分割 新設分割により設立する株式会社 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p> <p>(10) 新株予約権の行使により発生する端株の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p>

[前へ](#)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
(投資有価証券)		
(その他有価証券)		
(株)T & C ホールディングス	100	4,000
計	100	4,000

【その他】

種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額(千円)
(投資有価証券)		
(その他有価証券)		
F.o.F Strategy Note Series	10	101,000
American Pastime	2	20,000
計	12	121,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	171,878	29,307	64,086	137,098	35,523	16,569	101,575
工具、器具及び備品	163,827	30,101	14,920	179,008	114,005	33,037	65,002
有形固定資産計	335,705	59,409	79,007	316,106	149,528	49,607	166,578
無形固定資産							
ソフトウェア	200,079	89,150	26,458	262,771	104,225	43,752	158,546
ソフトウェア仮勘定	17,812	63,105	80,917				
その他	1,036			1,036	130	17	905
無形固定資産計	218,927	152,255	107,375	263,807	104,355	43,770	159,452
長期前払費用	1,920			1,920	1,717	441	202

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社設備・設置	29,075千円
工具、器具及び備品	本社設備・器具備品	23,169千円
ソフトウェア	新外為証拠金システム追加開発	14,950千円
	リアルタイム化実現プロジェクト	56,400千円

2 当期減少額の内訳は次のとおりであります。

建物	本社移転	62,970千円
工具、器具及び備品	本社移転(本社設備・器具備品)	14,920千円
ソフトウェア	システム切替	10,300千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
投資損失引当金	7,627	54,556			62,183
ポイント引当金		21,006			21,006

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	
預金	
普通預金	687,862
外貨預金	2,548
定期預金	1,500,000
計	2,190,410
合計	2,190,410

分別管理信託

相手先	金額(千円)
住友信託銀行株式会社	11,446,517
計	11,446,517

顧客預り勘定

相手先	金額(千円)
顧客から受け入れた取引証拠金等	11,112,937
計	11,112,937

(3) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

重要な訴訟事件等

当社は、当社を含む5名の法人及び個人を被告とした総額約169百万円（そのうち当社は約63百万円）の損害賠償請求訴訟と、当社を含む2名の法人及び個人を被告とした総額約395百万円の損害賠償請求訴訟が係属中ではありますが、2件の訴訟とも、原告側の主張は、根拠のないものであり、当社が損害賠償責任を負う理由はないと考えているため、当社の正当性を主張して争っております。

当事業年度における各四半期会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第2四半期 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	第3四半期 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	第4四半期 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
営業収益 (千円)	245,358	290,410	313,572	334,432
税引前 四半期純損失金額 (千円)	163,250	37,486	90,814	59,040
四半期純損失金額 (千円)	98,188	73,597	92,029	83,642
1株当たり 四半期純損失金額 (円)	1,936.81	1,453.51	1,827.32	1,669.58

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 http://www.m2j.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等がないため、該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第7期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 平成21年6月29日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成21年6月29日 関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第7期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 平成22年5月28日 関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第8期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) 平成21年8月14日 関東財務局長に提出。

第8期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) 平成21年11月13日 関東財務局長に提出。

第8期第3四半期(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) 平成22年2月15日 関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

平成21年8月3日、平成21年9月1日、平成21年12月1日、平成22年1月4日、平成22年3月1日、平成22年4月1日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月29日

株式会社マネースクウェア・ジャパン
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中 量

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネースクウェア・ジャパンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネースクウェア・ジャパンの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、ストックオプション（新株予約権）の付与に関する事項が記載されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社マネースクウェア・ジャパンの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社マネースクウェア・ジャパンが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月29日

株式会社マネースクウェア・ジャパン
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中 量

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネースクウェア・ジャパンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネースクウェア・ジャパンの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、ストックオプション（新株予約権）の付与に関する事項が記載されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社マネースクウェア・ジャパンの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社マネースクウェア・ジャパンが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。